

令和6年度一般会計予算特別委員会会議録

令和6年3月13日(水)
(開会) 10:00
(閉会) 16:50

【 案 件 】

1. 議案第3号 令和6年度 飯塚市一般会計予算

○委員長

ただいまから、令和6年度一般会計予算特別委員会を開会いたします。

この際、委員会の運営方法についてお諮りさせていただきます。審査の方法といたしましては、審査順序のとおり審査を進めてまいりたいと考えております。

まず、事前に通告のあった資料要求を行います。なお、通告以外の資料要求はその都度、お諮りしていきます。

次に、執行部から議案の補足説明を受け各款の質疑に入りますが、表に示しておりますように、歳出は5つに区切り、歳入は一括して質疑を行いたいと思います。なお、歳出・歳入の両方にまたがるものについては、歳出のほうで、質疑をお願いします。

次に、継続費、繰越明許費、債務負担行為、地方債についての質疑を行います。

次に、各款・各条にまたがる質疑、及び答弁を保留した質疑を、総括質疑として行い、最後に討論、採決を行います。

以上のような委員会運営を考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

ご異議もないようですので、そのような運営をさせていただきます。

次に、2月22日開催の本委員会において決定しました質疑の持ち時間制について、改めてお知らせいたします。委員1人当たりの質疑時間は50分とし、残時間の通知については、モニターに、随時、表示いたしますとともに、各委員の質疑持ち時間が5分を切ったときには、委員長よりお知らせします。

次に、審査は午後5時を目途とし、おおむね1時間ごとに休憩を入れたいと思っておりますので、審査が円滑に進みますよう、委員並びに執行部各位のご協力をよろしくお願いします。

次に、審査を行います過程で、案件に関係のない職員は、事務に支障を来すことがないように、また、委員会室内の密を避けるためにも、各職場で業務に当たっていただくようお願いいたします。

次に、執行部の皆さんに要望しておきます。本委員会がスムーズかつ能率的に運営できますように、各委員からの質疑に対してはその内容を確実に把握され、質問された部分に対してのみ、ハッキリと的確な答弁をお願いいたします。

最後に、委員の皆さんに要望いたします。既存事業の概要等については、既にご承知のことと思いますので、そのような質疑は、ぜひ割愛していただくようお願いいたします。

また、会議出席者を最小限度とするため、審査ごとに区切り、答弁予定の職員のみ入室するよう事前をお願いしております。したがって、通告外の質疑をされた場合には、担当課が不在の場合もあります。通告外の質疑を行う場合は、事前に委員長にお知らせしていただくなど委員会のスムーズな進行にご協力をお願いします。

それでは、「議案第3号 令和6年度 飯塚市一般会計予算」を議題といたします。

資料要求一覧表のとおり、事前に資料要求の通告がっております。執行部にお尋ねいたします。各委員から要求がおります資料は提出できますか。

○財政課長

今回の資料については各部にまたがりますので、財政課のほうで一括してお答えをさせていただきます。

今回要求のありました資料は、全て提出させていただきます。

○委員長

お諮りいたします。各委員から要求がありました資料について、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料の準備ができております。案件に記載のとおり、サイドブック内のフォルダに資料を掲載しておりますので、ご確認をお願いいたします。

それでは、執行部に補足説明を求めます。

○財政課長

「議案第3号 令和6年度 飯塚市一般会計予算」の概要について、ご説明いたします。

令和6年度当初予算資料3ページの当初予算集計表をお願いします。

一般会計で809億3100万円を予算計上いたしております。令和5年度と比較しますと、64億9700万円の減、率にしまして7.4%の減といたしております。これは、職員給与費や扶助費、投資的経費等が増加しましたが、ふるさと応援寄附金にかかる歳出経費などの減が主な減少要因でございます。

4ページをお願いします。当初予算概要書となりますが、予算の主なものにつきまして、費目ごとに事業の概要、予算額とその前年度比較、予算書のページ番号を記載しております。

このうち、新規事業及び令和5年度当初予算と比較して増減額が大きい項目などの主なものにつきまして、ご説明いたします。

まず、歳入でございますが、歳入の約19%を占める市税は、市民税で前年度と比較しまして8978万5千円の減、固定資産税で2億7830万8千円の増などを見込み、市税総額では1億6344万3千円増の150億3743万3千円を計上いたしております。

次の5ページをお願いします。歳入の約21%を占める地方交付税のうち普通交付税は、令和5年度の実績等を勘案しまして前年度と比較して3億円減の148億円を計上いたしております。市債の項目に記載しております臨時財政対策債を含めた、実質的な普通交付税の総額は、4億9500万円減の149億600万円を計上いたしております。

分担金及び負担金のうち第2子以降の保育料無償化に関するものとして、公立保育所保護者負担金、私立保育所保護者負担金及び広域入所保護者負担金の影響額としては1億1021万4千円の減、歳出では民生費、教育費に計上しています多子世帯保育料支援事業費、私立認定保育所施設型給付費の1億2991万5千円増により、事業費の総額は2億4012万9千円となっております。

6ページをお願いします。寄附金のふるさと応援寄附金は、ふるさと納税制度の改正等を踏まえまして、前年度と比較して50億円減の50億円を計上いたしております。

繰入金 of 財政調整基金繰入金は、当初予算における財源調整で、前年度と比較して10億6727万6千円減の26億7353万円とし、減債基金繰入金は、元利償還金に占める一般財源負担分を勘案して、前年度と比較して6億7128万1千円増の15億9256万7千円といたしております。ふるさと応援基金繰入金では、令和6年度の寄附金を基金に積み立てたうえで、令和6年度の事務経費に活用する分の25億円と、令和5年度以前の寄附金を基金に積立てを行い、令和6年度事業に活用する分の35億13万円の合計、60億13万円を計上いたしております。

6ページの下段から8ページにかけて記載している市債につきましては、前年度と比較して6億3千万円増の42億1260万円を計上いたしております。

8ページをお願いします。次に、歳出でございますが、一般会計及び特別会計の職員人件費の総額は、退職者及び新規採用者等の影響などを勘案して73億9930万3千円を計上し、会計年度任用職員人件費総額は20億4989万円を計上いたしております。

歳出の約18%を占める総務費は、前年度と比較して90億7765万6千円減の144億3062万1千円を計上いたしております。

9ページをお願いします。行財政改革推進事業費では、公共施設等総合管理計画策定事業費で、次期の公共施設等総合管理計画及び個別実施計画を策定するため、2544万円を計上し、デジタル化推進事業費で、業務改善やDX推進を図るため、375万3千円を計上いたしております。

10ページをお願いします。穂波庁舎改修事業費では、穂波庁舎の大規模改修のため、7億3985万1千円を計上いたしております。

11ページをお願いします。ふるさと応援寄附事業費では、返礼品代などの経費25億円を計上し、ふるさと応援基金管理費では、寄附額と同額を基金に積み立てるため、基金積立金50億円を計上いたしております。

12ページをお願いします。定住化促進事業費では、シティプロモーション推進事業費で、本市のPRを行い、移住定住を促進するため、1077万3千円を計上し、13ページをお願いします。移住支援助成事業費では、県外からのUIJターンで、就業等の要件を満たして本市へ移住した場合の助成金として、1660万2千円を計上いたしております。

14ページをお願いします。啓発主催事業費では、女性の社会的地位の向上と男女共同参画社会の形成を推進するため各種講座等の経費としまして、158万4千円を計上いたしております。颯田交流センター整備事業費では、颯田交流センター別館の大規模改修のため、3億4797万9千円を計上いたしております。

15ページをお願いします。戸籍システム管理費では、標準準拠システムに移行するための経費及び戸籍等の記載事項に関する経費として、5099万4千円を計上いたしております。

歳出の約43%を占める民生費は、前年度と比較して10億3049万2千円増の347億1197万3千円を計上いたしております。

16ページをお願いします。重層的支援体制整備事業費では、本格実施に向けた移行準備に要する経費として、1909万8千円を計上いたしております。

17ページをお願いします。高齢者デジタルコミュニケーション支援事業費では、スマートフォンの取得奨励補助金など400万9千円を計上いたしております。

18ページをお願いします。障がい者自立支援給付費では、前年度と比較して5億3403万円増の48億5393万8千円を計上いたしております。

19ページをお願いします。保育士確保対策事業費では、保育士就職支援事業費のほか5事業を計上いたしております。

20ページをお願いします。未来の地域人財応援事業費では、小中学校の入学時に5万円、第3子以降の出産時に10万円の応援金を支給するため、1億3913万3千円を計上いたしております。こども家庭センター運営事業費では、虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援の切れ目ない対応など相談支援体制の強化を図る経費として、1152万9千円を計上いたしております。

21ページをお願いします。保育所等整備補助事業費では、私立幼稚園の認定こども園への移行に伴う施設整備費用などを補助するため、3億9157万3千円を計上いたしております。

23ページをお願いします。産前・産後生活支援事業費では、体調不良等のため家事又は育児の支援を必要とする家庭に対し、生活支援者を派遣するため、438万4千円を計上いたしております。ファミリーサポートセンター事業費では、病児・病後児の預かりや、早朝夜間の緊急時の預かりができるよう拡充するため、1395万7千円を計上いたしております。

24ページをお願いします。生活保護扶助費では、前年度と比較して4億4070万2千円増の90億8526万円を計上いたしております。

歳出の約7%を占める衛生費は、前年度と比較して1億6455万2千円増の58億6329万1千円を計上いたしております。

市立病院小児科休日・夜間診療事業費では、飯塚急患センターの小児科医療を飯塚市立病院に機能を移転させますので、その経費5710万7千円を計上いたしております。

25ページをお願いします。妊産婦運動相談事業費では、妊産婦向けの運動と相談の教室を実施するため、244万5千円を計上しております。

26ページをお願いします。出産・子育て応援事業費では、妊娠時、出産時の伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施するため、8643万8千円を計上いたしております。

27ページをお願いします。斎場管理運営事業費の衛生施設組合費、28ページをお願いします。その他の清掃総務費の衛生施設組合費は、ふくおか県央環境広域施設組合に対する負担金でございます。総額で25億6416万5千円を計上いたしております。

歳出の約2%を占める農林水産業費は、前年度と比較して3億3453万円増の19億868万円を計上いたしております。

29ページをお願いします。久保白ダム土地改良費では、共同管理施設及び付帯するかんがい施設等の維持管理に関する経費、2億2136万7千円を計上し、29ページから30ページにかけて、農地の多面的機能の保全や新規就農者等支援など農業振興のための各種補助制度にかかる経費や、畜産業振興のための補助制度にかかる経費を計上いたしております。

31ページをお願いします。浸水対策事業費の鯉田地区遊水池新設事業費では、遊水池を整備するため、4億9200万7千円を計上いたしております。

歳出の約3%を占める商工費は、前年度と比較して5億3744万1千円増の20億1231万1千円を計上いたしております。

32ページをお願いします。周遊商業エリア連携事業費では、中心商店街、イオン穂波店、カホテラス、ゆめタウンの4商業施設の連携を図り、回遊性を高める周遊バスの運行経費など、2492万6千円を計上いたしております。

33ページをお願いします。商業情報発信支援事業費では、「飯塚市ならではの」商品開発力を競う環境を創出し、その情報発信力の強化を図る委託料として、299万1千円を計上いたしております。地域経済対策推進事業費では、地域経済活性化のため人流データを活用し効果的な事業を立案するための経費とし、147万4千円を計上いたしております。企業立地促進補助事業費では、投資金額に応じた特例措置を設けるなど支援内容を拡充し、3億5214万円を計上いたしております。

34ページから35ページにかけて、産学官連携推進事業にかかる経費や、新産業創出支援事業にかかる経費を計上いたしております。

36ページをお願いします。工業団地開発費では、工業団地整備事業にかかる経費を一般会計から特別会計に繰出すもので、3億5767万6千円を計上いたしております。

37ページをお願いします。サンビレッジ茜整備事業費では、電気設備改修などの経費といたしまして、1億4519万円を計上いたしております。

歳出の約7%を占める土木費は、前年度と比較して7億9066万5千円増の53億466万円といたしております。

37ページ中段の、定住化促進事業費では、住宅取得移住奨励事業費で1億2803万4千円のほか2事業を計上いたしております。

40ページをお願いします。菰田・堀池地区活性化事業費の飯塚駅周辺整備事業費では、JR飯塚駅の自由通路、駅舎や駅前広場等の整備のため、5億2727万1千円を計上し、道路橋りょう費新設改良費や公園費で計上している分も含めた菰田・堀池地区活性化事業費の総額

では6億4089万2千円を計上いたしております。

41ページから42ページにかけて記載しております下水道費の浸水対策事業費は、ポンプ場や雨水幹線の整備費用など、5億2393万9千円を計上し、農林水産業費で計上している分も含めた浸水対策事業費の総額では10億2594万6千円を計上いたしております。

42ページをお願いします。相田公営住宅建替事業費では、造成工事など、1億3617万8千円を計上いたしております。

歳出の約2%を占める消防費は、前年度と比較して31万円減の19億4943万6千円といたしております。飯塚地区消防組合費では、一部事務組合に対する負担金として16億1983万6千円を計上いたしております。

歳出の約10%を占める教育費は、前年度と比較して1億3753万8千円増の78億6005万6千円といたしております。

44ページをお願いします。人権教育・啓発基本指針推進事業費では、多様化している人権問題に対する市民意識調査を実施する委託料など、348万円を計上いたしております。

45ページをお願いします。学力向上推進事業費の外国語教育推進事業では、オンライン英会話などの実施に関する経費として、小学校費で3502万6千円を計上し、中学校費で4985万円を計上いたしております。

46ページをお願いします。内野小学校大規模改造事業費では、屋内運動場の大規模改造工事など、1億8051万2千円を計上いたしております。

51ページをお願いします。コミュニティセンター改修事業費では、大規模改修にかかる改修工事費など、13億8317万円を計上いたしております。

52ページをお願いします。飯塚カップ開催事業費では、高校生バスケットボール大会の開催経費、100万円を計上いたしております。

53ページをお願いします。保健体育施設整備事業費では、市民公園運動広場施設整備費など、スポーツ施設の改修などの経費を計上いたしております。グラウンドゴルフ場落成記念事業費では、落成式の経費、116万2千円を計上いたしております。

54ページをお願いします。歳出の約8%を占める公債費は、前年度と比較して3億9970万8千円減の64億4498万8千円を計上いたしております。

55ページをお願いします。継続費は、相田公営住宅建替事業につきまして、期間中の年割額の限度額を定め、後年度分の予算執行の調整を図るため設定するものでございます。

繰越明許費は、穂波庁舎改修事業、以下5件につきまして、年度内に事業完了が見込めない事由により設定するものでございます。

債務負担行為は、公共施設等総合管理計画策定支援委託料、以下14件につきまして、債務が後年度にまたがりますので、設定するものでございます。

最後に72ページ以降に、前年度との比較資料、市債及び基金の状況表などを添付しております。資料の説明は、省略させていただきます。

以上で、補足説明を終わります。

○委員長

補足説明が終わりましたので、ただいまから各款の質疑に入ります。

まず、「第1款 議会費」及び「第2款 総務費」の質疑を許します。

初めに質疑通告されております66ページ、一般管理費、職員給与費について道祖委員の質疑を許します。

○道祖委員

66ページの職員給与費に関連してお尋ねしますが、職員数の推移と人件費の推移がどうなってきておられるのか、お尋ねいたします。

○人事課長

一般会計、特別会計、企業会計の職員を合計した職員数の推移につきましては、本市の一般職員の令和6年度の予定を含む5年間の4月1日時点で答弁させていただきます。令和2年度につきましては、正規職員848名、任期付職員34名、再任用職員82名、合計で964名。令和3年度につきましては、正規職員847名、任期付職員30名、再任用職員87名、合計で964名。令和4年度につきましては、正規職員835名、任期付職員32名、再任用職員76名、合計で943名。令和5年度は正規職員854名、任期付職員33名、再任用職員74名、合計で961名。令和6年度は現時点での予定人数となりますが、正規職員888名、任期付職員47名、再任用職員79名、合計で1014名でございます。

人件費につきましても、一般会計、特別会計、企業会計を合計した決算額または予算額で答弁させていただきます。令和2年度は約74億9598万円の決算、令和3年度は約74億5095万円の決算、令和4年度は約71億7467万円の決算、令和5年度は直近の予算ベースで申し上げますと、約76億338万円、令和6年度は当初予算ベースで申し上げますと、約78億3063万円となっております。

○道祖委員

定年の延長とかそういうことで正規職員から任期付職員、再任用が増えてくるのは、これは致し方ないというふうに思っておりますけれど、今お尋ねしたら、令和2年度から令和6年度の今回の当初予算の経費は、約3億円ぐらいやはり高くなってきているわけですね。今後、再任用とかそういうことで職員は増えていく傾向になっていくのではないかと思いますけれど、その辺の見込みは間違いないですかね。

○人事課長

失礼いたしました。翌年度の事業に合わせた組織機構に必要な人数、それから予算編成時点での退職予定者を除いた職員数と新たに採用することができる職員数の見込みなどを考慮して、毎年度予算を編成させていただいております。今後につきましては事業量だったり、そういったところで検討していきたいという――。

○道祖委員

それは分かるのよ。分かる。ただ、働き方改革等がありまして、定年延長になってきているわけですよ、職員も。60歳定年が65歳になっていく。再任用の関係も出てきていて、要は職員数は定年延長になってきたら増えるでしょうと。だから、今説明があった令和6年度では1014人になっていきますけれど、今後増えていく傾向にはあるんですかと言っているんです。まだ定年が65になって、再任用が5年ぐらいになって、70歳まで勤務する、働くようなことになったときに、これはどれぐらいがピークなのかなというふうに思っているんですけれど、そういう統計は、統計というか見通しは持っていますか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10:36

再 開 10:37

委員会を再開いたします。

○業務改善・DX推進課長

今後の見通しというところでございますけれども、国の政策によります新規の取組や市独自の取組、社会、経済情勢の変化により発生する課題への対応を考えますと、必要な人員につきましては増加傾向ではないかというふうに予測しているところでございます。

○道祖委員

それは、仕事が増えていっているから、こども庁ができて仕事の量がいろいろ増えてきているから、人員は増えていくだろうと思うんですよ。だけど定年延長とかそういう形になっているから、定年延長だったら、今は、定年は63歳まで延びたんだっけ、61歳ですかね。

それは将来的には65歳になるんでしょう。だったらそこがピークでしょう、4年後が。そしたらそのときが、今よりもその分だけ増えるわけですから、増えるわけではないの。だからその辺をどうなのかと言っているの、増える傾向にあるのかどうかという、仕事の量で増えるのか、雇用しなくてはいけない人数は雇用しなくてはいけないでしょうと言っているの。

○人事課長

失礼いたしました。定年延長に関しましては、延長した分、採用を調整するということになりますので、定年延長だけで職員が増ということになることはありません。

○道祖委員

あくまでも仕事の量ね。今言った職員の部分については、再任用職員を含んで仕事の量ですね。量で雇用していくという考え方だということですね。分かりました。そしたら続いて会計年度任用職員数の推移と人件費の推移はどうなってきておりますか。

○人事課長

会計年度任用職員の推移でございますが、先ほどと同様に、5年間の4月1日時点の職員数について答弁させていただきます。令和2年度は、2級パートタイム、1級フルタイム、1級パートタイム合計で568名。令和3年度は、2級パートタイム、1級フルタイム、1級パートタイムで合計676名。以下同様に、令和4年度は合計で642名。令和5年度は合計で692名。令和6年度は現時点の予定人数となりますが、合計で857名を予定しております。なお、当該人数につきましては4月1日時点のものでございまして、業務の都合等で年度途中から任用を開始する職員の人数は含んでおりません。人件費につきましては、業務の都合等で年度途中から任用を開始する職員分も含めた一般会計、特別会計、企業会計を合計した決算額または予算額で答弁させていただきます。令和2年度は約13億7千万円の決算、令和3年度は約14億6805万円の決算、令和4年度は約14億8103万円の決算、令和5年度は直近の補正予算後の額で約18億2390万円、令和6年度は当初予算額で約20億6949万円となっております。

○道祖委員

令和2年から答弁いただきましたけど、人数的には、約300人程度増加しておるんですね。費用は7億円ぐらい増加しておるということですけど。単純に言えば、これは業務が増えたから増えたんだというのは分かるんですよ。その業務というのは、大体何が増えて、こんなに300人も会計年度職員が増えたのか、その辺は分析していますか。

○人事課長

令和2年度以降増えている一つの大きな要因としましては、コロナ対策に関する人員で増えているところがございます。それ以外につきましては、おっしゃるとおり国の事業量が増えているというところで増員となっているところがございます。

○道祖委員

コロナの関係で増えたんだらうと予想はしておったんですけど、コロナが収束してきましたよね。業務量が増えていっているのは承知していますけれど、コロナで増えた分は当然コロナが収束すれば減っていくんだらうと思うんですけど、今後の見通しは、仕事に合わせて、職員の数も合わせて、業務に合わせて、会計年度職員も業務に合わせてというふうに答弁されるんだらうと思いますけれど、コロナが収束して、そこで減った人間は新しい業務に張りつけたからこんなに人員は増えていっているんですか。前年度よりも増えていますよね。令和5年度よりは160人増やしていますよね。コロナが落ちついたら、その分減るのではないかと思っていたんですけど、逆に増えているというのは、やはり国からの業務がそれだけ増えてきているというふうに理解していいんでしょうか。

○人事課長

国の事業関連で増えているというのは、今もずっと続いている傾向でございます。それから

コロナ事業で一旦配置した分が収束した後もそのまま継続しているというような、例えば学校の支援補助、スクールサポートスタッフと、そういったようなものもございますので、コロナが収束しても、それが劇的に減るといったようなことがなかったというところでございます。

○道祖委員

お尋ねしていて、いろいろな業務の関係で人が増える、それで当然経費は増える、これは理解しているんですよ。令和2年から合わせたら、10億円も増えてきていますからね。業務が忙しいからということは理解しますけれど、ところで職員数と人件費の推移を聞いておるんですけど、人件費というものは、仕事の量が増えているからしょうがないという理屈になるんでしょうけれど、予算の何%ぐらいが妥当なんでしょう。そういう地方自治においての適正な水準というか、そういうものは国か何かそれなりのところから示されているんでしょうか。

○人事課長

企業におきましては、売上高の13%程度が適正な範囲といったものをお見かけすることはございますが、地方自治体において、適正な水準といった指標はないものと認識しております。しかしながら、本市の人件費、特に職員に係る人件費の状況がどのような状況であるかにつきましては、本市を含んで59団体ある類似団体と比較することで参考にできると考えております。普通会計とはなりますが、令和4年度の決算案では、人口千人当たりの職員数は多いほうから28番目、人口千人当たりの職員給につきましては多いほうから30番目となっております。真ん中あたりに位置しており、人口に対する職員数や職員給は、ほかの類似団体と比較して多くも少なくもない状況だと考えております。

○道祖委員

状況は類似団体の中間ぐらいだということでは判断できないということですよ。それで適正な水準という指標がないのであれば、予算編成の際にどのように職員数を設定して人件費を計上していったおるのか、これは各部門からこんな仕事がありますから増やしてくださいということで積み上げていったおるのではないかと思いますけれど、仕事というのは、民間企業で勤めた経験から言いますと、やはり収益の問題がありますから、人件費というのは大きな問題になってくるので、やはり新しい仕事ばかり増やして収益が上がっていけばいいんですけど、収益に見合わないところはカットしていくというふうになっていくんだろうとは思いますが、積み上げばかりしておるのか、その業務の見直しはきちっとやられておるのか、その辺ちょっとお尋ねいたします。

○業務改善・DX推進課長

国、県や本市の政策を踏まえました組織の再編や、それに伴います必要人員数につきましては、毎年、早い段階から各部署とのヒアリングを行いまして、事業終了等によります人員減につきましても、併せて検討をいたしているところでございます。

○道祖委員

どうしても人件費というのは、例えば今回、春の春闘をみておりますと、民間企業の賃上げ率が高くなってきております。当然これは公務員給与にも反映してくると思うんですよ。ということは、今後人件費は4%、5%どんと上がっていく傾向にあります。これが毎年続いていけば、人件費だけではなくて、景気がよければ税収も上がっていくんでしょうけれど、そういうふうによく回ればいいんですけど、ちょっと不安なのは、人件費ばかり上がって、ほかのところの予算の中で使えるお金が使えなくなることを心配しているんですよ。それでやはり人件費はどういう水準にあるべきかは、考えて取り組んでいくべきではないかと思えますけれど、そういう考えはお持ちでしょうか。

○業務改善・DX推進課長

人員配置の全体最適化を図るためには、全体の業務量を定期的に把握する必要があるものと認識しております。ご質問の本市独自の人件費の水準を決めるというところは、なかなか難し

いと考えておるところでございますけれども、業務改善、デジタルトランスフォーメーションに取り組むなど、生産性を向上させることにより、人件費の抑制にも努めてまいりたいと考えているところでございます。

○道祖委員

国の動向、世の中の動向もあると思いますけれど、やはり今後の職員、会計年度、再任用職員の見通しについて、どういうふうに思っておるのかなど。マンパワーは必要でありますけれど、マンパワーが必要なのは、景気がよければ民間企業も必要になってきて、人材確保は競争になっていくんですね。そういうときに、今後どういうふうに取り組んでいくつもりなのか、その辺のお考えがあればお示しいただきたいと思います。

○業務改善・DX推進課長

見通しというところでございますけれども、先ほど申しあげました各部署とのヒアリングを重ねながら、会計年度任用職員の配置を含めまして、検討してまいったところでございます。今後の見通しというところで、先ほどおっしゃっていただきました国の政策、新規の取組、本市独自の取組、社会情勢等の変化により発生する課題への対応を考えますと、増加傾向というところでございますけれども、業務改善、DX推進等による生産性の向上を図りまして、それとともに事務事業評価に基づく事業の見直しであるとか、そういったところで選択と集中という考え方にに基づきまして、業務量把握を含めて、人員の適正配置というところを行ってまいりたいというふうに考えているところでございます。

○道祖委員

人件費の在り方、人数の在り方、要はマンパワーの在り方については、業務等の関連がありますけれど、世の中に合わせながらどうやっていくか、業務は忙しいとは思いますが、将来を見通ししながら今後も検討していただきたいと思います。

○委員長

次に、67ページ、人事管理運営事業について吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

それでは、67ページ、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の中の人事管理運営事業、職員研修謝礼金に関しまして、新規採用職員の研修についてお尋ねしたいと思います。新規採用の職員は入庁後、研修を受けて各部署に配属されると思いますが、この研修は社会人として初めて経験する新規採用職員にとって、社会人または公務員として仕事をするに当たり基礎を学ぶために重要な研修だと思っております。まず、本市の研修期間とその内容についてお示してください。

○人事課長

令和5年度の内容でお答えいたします。入庁後すぐに新規採用職員研修を、4月3日月曜日から4月10日の月曜日までの期間、休日を除いた実質的な研修日数6日間で実施しております。その研修内容は、社会人として必要な接遇マナー研修、公務員として必要となる公務員倫理、地方公務員法、地方自治法、人権、法務の基礎の研修、それから、飯塚市職員として必要となる情報セキュリティやシステム操作、本市の施策、予算事務、防災、協働のまちづくりの研修、それと新規採用職員の課題発見能力や解決能力の育成、職員相互のコミュニケーション能力の向上や関係性の構築を目的とした政策課題演習などを実施いたしております。短期間ではありますが、新規採用職員研修では、社会人としてのマナーの理解と最も身近で頼ることができる存在となる同期との関係性の構築、こういったことに期待いたしております。

○吉田委員

多種多様な研修が6日間の短期間で行われているということが分かりました。入庁後間もない時期に実施する研修の概要については分かりましたが、それ以外に新規採用職員を対象とした研修などは開催されておりますか。

○人事課長

入庁後すぐの新規採用職員研修のほかには、福岡県市町村職員研修所で、福岡県内の多くの市町村が受講している新規採用職員を対象とした宿泊研修を、4月から5月の前期、それから9月の後期、計2回受講するようにいたしております。

また、条件付採用から本採用になる前の9月には、自他の心の健康について学ぶ、フォローアップ研修を半日かけて実施しております。

研修とは少し違いますが、各部署に配属後においても、新規採用職員一人一人に職場指導員を決め、職場指導員から日常業務やマナーの指導を受け、学びにつながっているものと考えております。

○吉田委員

特別なことにつきまして配属部署の指導員という形で、これはやはり行政職員でないでも、民間企業でもやっておりますことから、しっかりとした方をつけていただいで教育していただくようにお願いします。それで、本市も研修が実施されているということは理解できましたが、それでは、他市の新規採用職員の研修から、他市の状況から学ぶものもあると思います。それです、福岡県内の近隣の嘉麻市、田川市、それと100万都市である福岡市、北九州市、それから3番目の都市であります久留米市、これぐらいの状況について分かる範囲でお願いいたします。

○人事課長

嘉麻市では、4月に1日、適切な時期に10日間に分けて実施し、合計11日間、本市と同様の研修を実施されております。

田川市では、4月に3日間、本市と同様の研修を実施されております。また、別途、自衛隊での研修を2日間、規律や努力、仲間意識の醸成を目的に実施されており、合計5日間の研修をされております。さらに月1回程度、11項目の研修を実施されているとのことでした。

それから福岡市では、4月に5日間、7月に1日、10月に1日と分けて実施され、合計7日間、本市と同様の研修を実施されております。

北九州市では、4月に9日間、7月に2日間、10月に1日と分けて実施され、合計12日間、本市と同様の研修を実施されております。

久留米市では、4月に1か月間、10月に半日、別途、実務研修を1日、合計1か月と1.5日間の研修を実施されております。久留米市の場合は、一般職の人事異動が5月1日付ということもあり、1か月間の新規採用職員研修期間を設けているとのことでした。なお、研修内容としましては、本市と同様の研修のほか、校区コミュニティセンターで、地域の方々との意見交換などの地域活動研修、市内にある工場の見学、久留米市のことを学ぶ久留米学という研修が実施されているとのことでした。

○吉田委員

田川市や久留米市では特色のある取組がなされているようです。また、本市の新規採用職員研修の期間よりも長いところもあるようです。他市の状況を参考し、今後も検討していただく。

さて、新規採用職員として入庁し、研修を受けられ各部署に配属されるわけですが、その中で体調を崩されるという話をよく聞くことがあります。近年の採用人数、採用後1年以内の精神的な病気による病休者の人数、採用後1年以内に退職した人の人数についてお知らせください。

○人事課長

令和元年度から令和5年度の5年間でお答えいたします。令和元年度につきましては、採用者数が40名、1年以内の精神的な病気による病休者が3名、1年以内の退職者が1名、このうち前述の病休による退職は1名となっております。同様にお答えしまして、令和2年度は採

用者37名、病休者、退職者ともにいませんでした。令和3年度は採用者36名、病休者1名、退職者はいませんでした。令和4年度は採用者32名、病休者1名、退職者2名、退職者2名のうち、病休による退職はございませんでした。令和5年度は採用者51名、現時点では病休者、退職者ともいません。

○吉田委員

個人的な事情での退職者は別といたしまして、病休者が退職につながる例は少なくないようです。ただし、今のご報告によりますと、聞いて安心しております。しかし病休者をゼロにすることが大事だと思います。近年は学生時代よりコロナ禍で、通常体験できるようなことが体験できない状況にあった方が新規採用職員となっており、社会人となった際、環境の違いに戸惑いを感じることも多いのではないかと思います。このような新規職員に対し、特別な研修を実施するなど、取り組んでいることはほかにありますか。

○人事課長

コロナ禍にあった職員に対する特別な研修というものは実施しておりませんが、課長級や係長級を対象とした研修では、質問委員がおっしゃるとおり、コロナ禍により体験できなかったことが多い新規採用者が増えており、それは本人に問題があるのではなく、これからの経験や指導で補う必要があるといった話がよく聞かれております。これにより周囲の対応も徐々に変化しているのではないかと考えております。

また、3か月経過後に、新規採用職員の体調を含めた状況の相談ができるよう保健師による面談を実施し、さらに年明けに2回目の保健師による面談を実施しております。これ以外にも適宜、保健師に相談できるようにいたしております。この制度は上司や同僚に相談しにくいことでも気軽に相談できるため、職員のメンタルヘルス対策として効果があるものと考えております。今後も継続して取り組みたいと考えているところでございます。

○吉田委員

メンタルヘルスの対策については分かりました。

次に、社会人として第一歩である接遇マナーについてですが、現在では、携帯電話が普及しており、固定電話をとり、受け答えをするタイミングが少なくなっていると思います。さらにはメッセージアプリによる会話も増えてきている状況です。このような中、電話での対応、自分の名前を名乗る、相手の名前を尋ねる、用件をメモにまとめる等、固定電話ではこのような作業が必要になっています。業務上の電話の対応の難しさも感じている新規採用職員も多いのではないかと思います。これは研修で習得しておかないと、これができなければ、先輩や同僚もしくは電話の相手から厳しく指導を受けるようなことになります。そこで萎縮してしまいかねない、ひどいときには、これがきっかけでメンタルの変調も来すことにつながりかねないと考えております。社会人として必要な接遇マナーについて、どのような研修を実施しているのか、お答えください。

○人事課長

先ほど答弁いたしました新規採用職員研修では、身だしなみ、挨拶の仕方、名刺交換、電話応対などの接遇マナー研修を1日かけて実施しております。さらに福岡県市町村職員研修所での前期の研修においても、同様の接遇マナーの研修が実施されております。また、職場指導員からの日頃の指導もあり、接遇マナーを習得することができる環境はあると考えておまして、令和6年度の新規採用職員におきましても、同様の研修や職場指導員の制度により対応することを考えているところでございます。しかしながら、本市で実施している研修が、これからの新規採用職員の研修として不足、または環境の変化に対応できていないということがあれば、検討の上対応してまいりたいと考えております。

○吉田委員

今回の質問により、福岡県内の近隣都市の研修機関や研修内容の状況が分かりましたが、特

に特色のある取組として田川市のように自衛隊での外部研修を2日間、規律や努力、仲間意識の醸成を目的に実施されておると調査結果も出て、報告がありました。ぜひ引き続き研究してください。

これは先ほど来申しましたが、就職して初めて仕事する人に、新入職員の方々は悩み考えることも数多くあるでしょう。そこで、何より病休者を出さない研修が重要であると考えます。コロナ禍で学生生活を送られてきた新入職員さんであり、対面での会話や人間関係も苦慮されている方も多いと思われますし、何より携帯電話の普及により固定電話の初めての会話で戸惑う方も多いと推測されます。ぜひ固定電話の受け答え方、マナーについて、今年4月の研修から実践していただきますようお願いいたしますとともに、研修内容や研修期間も久留米市のように1か月とまでは申しませんが、より職務に邁進できる研修を行うことを要望いたしまして質問を終わります。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:09

再 開 11:19

委員会を再開いたします。

次に、69ページ、行財政改革推進事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうからは、公共施設等総合管理計画策定事業費2488万2千円の計画の概要、内訳の説明をお願いいたします。

○財産活用課長

まず、公共施設等総合管理計画とは、平成26年4月に総務省より策定について指針が示されまして、本市としましては、公共施設等の在り方に関する基本方針を公共施設等総合管理計画として位置づけております。計画の概要としましては、10年間の計画で、公共施設等総合管理計画及び第3次実施計画を見直すものであります。内訳としましては、令和6年度から令和7年度にかけ、飯塚市の公共施設の現状把握、分析、老朽度調査、市民意向調査等を行い、公共施設等総合管理計画及び実施計画の策定を予定しております。

○金子委員

では、総合管理計画また実施計画の策定の目的というものは何か教えてください。

○財産活用課長

総合管理計画では、市が所有する公共施設等全体の管理に関する基本的な方針を定めるもので、老朽化対策や更新計画、施設の配置などの計画を策定すること。実施計画では、点検や診断に基づいて、施設の状態や維持管理、更新に係る対策の優先順位、実施時期、費用などを明確にすることです。これらのことを基に公共施設の効率的な運用と長期的な維持管理を行えることを目的にしております。

○金子委員

飯塚市も日本の様々な自治体と同じように様々な公共施設の老朽化が問題になっていることは、様々なところで分かります。環境省が2050年のカーボンニュートラルの実現そして2030年度に46%減の目標達成するために、ZEB化、ネット・ゼロ・エネルギー・ビルディングの普及や促進に向けた省エネルギー建築物の支援を行っております。例えば、久留米市は、環境庁部庁舎の断熱化の強化、それから空調、太陽光パネル等を使って、日本における既設の公共建築物として初めてZEB化を認定されたというふうにお聞きしております。久留米市だけでなく、先進地を参考にされ、ぜひ公共施設の在り方について検討していただくようよろしくお願いいたします。

○委員長

次に、73ページ、広報管理運営事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の73ページ、概要書の9ページ、総務管理費、文書広報費の情報発信力強化事業費についてお尋ねします。まず、本事業の概要についてお聞きします。

○情報管理課長

本事業は、市公式LINE及び地上デジタルデータ放送による情報発信力強化事業の2本の事業となっております。まず、LINEにつきましては、事業経費は年間のシステム利用料、LINE機能照会に係る広報いくつかへの広報掲載料とチラシの印刷費用、合わせて227万5千円を計上いたしております。LINEの機能面につきましては、昨年3月に機能拡充を行っており、具体的には、トップ画面が子育て、防災分野も含め3種類に増えたほか、登録者が欲しい情報のみを受け取れる設定ができたり、地域や種類で異なるごみ収集日のお知らせを、定期的に受け取ることができるようになりました。また、集団検診やイベントなどの予約、道路や公園遊具の破損等の通報もLINEで可能となっております。昨年の12月からは、LINEのトーク画面にごみの名称を入力するだけで、分別方法を検索できる機能も追加しております。

次に、地上デジタルデータ放送を使った事業につきましては、KBC1チャンネルで閲覧できるdボタン広報紙となりますが、事業経費は、年間システム利用料の158万4千円を計上しております。地上デジタル放送にて、無料で市政情報を閲覧することができるもので、イベントお知らせ、まちの話題、飯塚市コミュニティ交通などの情報を発信しております。

○赤尾委員

機能拡充を行った公式LINEについて、もう少し詳しくお聞かせください。この公式LINEの登録者数、フォロワー数、登録者の男女割合、年齢層の区分について教えてください。

○情報管理課長

本日3月13日現在でLINEの登録者は1万8134人となっております。ブロック数を含んでおります。次に、登録者の男女割合につきましては、女性が約69%、男性が31%となっております。年齢構成区分につきましては、50代以上が約40%、40代が27%、30代が約22%、20代が約10%、10代以下が約1%となっております。

○赤尾委員

LINEの機能は、答弁を頂いた内容から、この1年で大変便利になったと思われるのですが、登録者数が思った以上に多くないのではないかとお見受けします。もっとこの機能を市の業務において多方面で使っていただきたいと思っております。また、昨年度の予算計上と大差がないということのようですので、今後は、本事業については予算を増やすなどして、もっと便利な機能を追加していただき、多くの市民の方が使っていくことで恩恵を受けることができるようにしてほしいと思っておりますが、この件について、いかがお考えでしょうか。

○情報管理課長

質問委員の言われるように、近隣市と比較しましても、当市の登録者は人口に対して決して多いとは言えない状況でございます。災害情報等の緊急情報を誰1人取り残すことのないよう届けるためにも、さらなる登録者増が必要と考えて、そのためには、機能を追加し、より便利にすることが必要であると考えております。追加する機能につきましては、他自治体も導入しております粗大ごみ収集等の受付、処理手数料の支払いやチャットによる個別移住定住相談の機能で、関係課と費用対効果等の協議を行い、導入について検討したいと思っております。粗大ごみの受付につきましては、QRコード決済やクレジットカード決済が可能で、申込みから支払いまでLINEで完結できます。移住相談については、画像を含めた質問のやりとりが可能で、閉庁時間でも対応できます。また、拡充した機能をお知らせする広報についても必要であると考えております。広報いくつか掲載や、チラシ配布も引き続き行いますが、2024年

度のごみ収集カレンダーには、ごみ収集日をLINEでお知らせと記載しまして、LINEのQRコードを掲載する予定としております。

○赤尾委員

このLINE、私も使わせていただいていますけど本当に大変便利で、生活に役立つ機能がもう満載というところなんですけど、この事業は大きな可能性を秘めていますし、今後ますます発展していく事業であると思いますし、やり方次第では、例えば今問題になっています自治会の加入率を上げたりだとか、そういうことにもつながっていくのではないかと思います。生活の利便性の向上を目的とした機能の充実もさることながら、まずは登録者を増やしていく、このことが最優先課題だと思いますので、今後も広報活動、PR活動の強化を要望して、この質問を終わります。

○委員長

次に、78ページ、その他の財産管理費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の78ページ、概要書の10ページについて、旧潤野小学校解体工事についてご質問させていただきます。旧潤野小学校については売却に至らなかったことから、今年度の12月補正予算から令和6年度当初予算にて解体工事が計上されておりますが、まず、利活用の検討についてお聞きします。旧潤野小学校の利活用については、売却のほかにも他の施設への利活用などの検討は行ったのでしょうか。

○財産活用課長

旧潤野小学校につきましては、耐震基準を満たしてなく、改修等が必要なことから、ほかの用途で利活用をすることは検討しておりません。また、鎮西小中一貫校の建設時から地元と鎮西地区3校の跡地の利活用方法等で、地元が利用する箇所以外の鎮西中学校や潤野小学校校舎敷は売却することで協議しております。

○赤尾委員

今後の利活用を進めるに当たり、解体工事はどのように進むのでしょうか。その工期や概算額が分かれば教えてください。

○財産活用課長

旧潤野小学校につきましては、当該地が文化財発掘調査を必要とする土地で、校舎敷も狭小のため、解体工事を分割して行う必要があります。工期的には令和7年度末までかかる予定であります。概算額でございますが、予算ベースでお答えしますと、今年度12月補正及び令和6年度予算で総額約3億700万円となっております。また、令和7年度においても、令和6年度要求額と同じ程度の費用が必要になるのではないかと考えております。

○赤尾委員

今概算3億700万円で、令和7年度に令和6年度と同様の予算が必要になってきて、合計で4億円を超えるぐらいはかかるでしょうという話ですね。では解体後の売却についてお聞きします。売却方法や価格はどのようにされるのでしょうか。

○財産活用課長

売却方法につきましては、前回同様、プロポーザル方式での売却を考えております。価格につきましては、更地になることや、公募時期が令和8年度になる見込みであることから、地価の変動が予想されるため、改めて不動産鑑定をとりまして、参考にして価格を決定したいと考えております。

○赤尾委員

それでは、売却の際、何か条件を付して売却されるのでしょうか。例えば用途地域とか、そういったところですね、お願いします。

○財産活用課長

当該地の用途地域は無指定地域となっております。前回の公募でも、特に条件は付しておりません。また、飯塚市都市計画マスタープランにおけるゾーン区分は、市街地ゾーンとなっております。当該地域の特性と市街地ゾーンの将来像、まちづくりの目標及び方針に合致すること、また、地域のにぎわい創出及び、住民の生活利便性向上や、安全性の確保など、地域貢献につながる事業計画とすることを求めていますので、現時点では同様の内容を考えております。

○赤尾委員

最後ちょっと要望とちょっと意見になりますけど、旧潤野小学校の売却方法などは今のご説明で分かりました。参考であります。お隣の宮若市では、民間企業であるトライアルさんと連携し、廃校になった学校跡地をA I 開発センターやA I デバイスセンターなどと、様々な事業を展開し、共同でまちづくりを進める「リモートワークタウン ムスブ宮若」というプロジェクトを行っております。市と企業が協力してまちづくりを進めていくことは大変よいことだと思いますし、既存の建物を解体するだけではなく、工夫して利活用していくことは、市の財政の健全化やイメージアップにつながっていくものと考えますので、ぜひ今後、本市の公共施設跡地もこのような取組を検討していただきますよう要望いたします。

○委員長

次に、80ページ、ふるさと応援寄附事業費について、道祖委員の質疑を許します。

○道祖委員

80ページ、総務管理費、企画費、ふるさと応援寄附事業費についてお尋ねいたしますけれども、飯塚市のふるさと納税は近年増え続けておりますけれども、そこで返礼品について、お尋ねしたいと思います。ハンバーグがよく売れているということで1番人気だというのは承知しておるんですけども、返礼品がそのほかどんなものがあるって、どんなものに人気があるのか、分からないんですけど、そういうのは発表されてるんですかね。その点についてお尋ねいたします。

○特産品振興・ふるさと応援課長

令和6年2月末現在での本市における返礼品の登録数でございますが、約800商品を取り扱っております。寄附額における上位の一部をご紹介します。今質問者が申し上げましたように、1位と人気となっておりますのが、鉄板焼きハンバーグデミソース、2位が5種のチーズ入り鉄板焼きハンバーグ、3位が和洋風三段重おせち、これは季節商品ですが、3位となっております。また、4位にきれいなコーヒードリップバッグ、5位が国産豚の切り落とし、6位が国産牛の切り落とし、7位にかねふく明太子、8位に国産牛肩肉、9位、銀座山形屋メンズオーダー仕立券、同じく10位、銀座山形屋メンズオーダーの仕立券、これは寄附単価の違い、以上が上位10位となっております。また、この分の公表と言いますと、各ポータルサイトで飯塚市のふるさと納税の寄附を募っている中で、商品等については、随時掲載を行っているところでございます。

○道祖委員

今言った中で、100%純粋に地元産というのは何かあるんですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

飯塚市のいわゆる市の特産100%市内の特産品というのは、残念ながらこの上位の中には入っておりません。ただ、800商品の中にはあります。

○道祖委員

何らかの形で地元の企業が関係しているんでしょうから、それは地元の企業の売上げが伸びれば、地元の企業の経営に役に立っておるということは理解いたします。経済効果があっているんだろうと思いますけれども、やはりせめて、やはり100%のものがどんどん売れるほうが望ましいので、そういうふうな形でPR等をしていただきたいと思います。例えば豚肉

とか、牛肉とか、そういうのはやはり100%じゃないんですか。筑穂牛とかそういうやつではないんですか。単純に聞いていて、地元には牛や豚はいるだろうと思ったんですけど、やはり違うということなんですか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

今お話ありました筑穂牛も実は800商品の中では取扱いはございます。ただ上位10位の中に入っております国産豚、国産牛、これにつきましては、飯塚市内での豚や牛ではございません。

○道祖委員

せっかく地元のやつがあるんだったら、何かプレミアなんかを付けて売るように努力していただければと思って、売るというよりも、返礼品に求められる価値を付けていただきたいなと思いますので、一つその辺は工夫をお願いいたします。昨今、このふるさと納税については総務省の基準が厳しくなってきたと聞いております。それがこういう返礼品の業者さんに対して、どういう影響を与えていっているのか。当然、売上げが低迷しているのではないかな、若干下がってきているのではないかなと思うんですけど、その辺はどうなのでしょう。

○特産品振興・ふるさと応援課長

総務省基準がスタートしました昨年10月から本年2月までの5か月間で令和4年度と比較した結果でございます。寄附件数では、令和4年度55万8946件から令和5年度は17万5168件と、前年度と比較しまして31.3%と下がっております。当然、事業者の売上げも減少していることとなります。

○道祖委員

寄附額が伸びている部分はいいんですけど、低迷し始めたら、これに頼っている業者さんも大変だと思っておりますので、やはり独自の製品を開発していくことが必要になってくるのではないかなと思っておりますけれど、ただ寄附をしてくれる人に受けなくてはいけないんですけど、大体そんなにその飯塚市に寄附してくれる人というのはどういう人が多いのか、どういう都道府県から、寄附が多く来ておるのか、統計はとられておりますか。

○特産品振興・ふるさと応援課長

年度途中でございますので令和6年2月末現在で申し上げます。寄附の多い都道府県の上位10位までを申し上げます。まず1位が東京都でございまして15万1756件、全体の17.7%になります。2位が神奈川県、7万9408件で9.2%、3位が大阪府、7万2665件で8.5%、4位が愛知県で6万1432件、7.2%。5位が埼玉県、5万1792件で6%、6位が福岡県、4万7176件で5.5%、7位が千葉県、4万6506件、5.4%、8位が兵庫県、4万2379件で4.9%、9位が北海道、2万3353件、2.7%、10位が静岡県、2万168件で2.3%、以上10位までで寄附全体の約7割を占める結果となっております。以上のように、人口の多い都市圏からの寄附が多い結果につきましては、当課が行っております広報活動を、主に都市圏で行った結果も出ているものというふうに考えております。広報活動の詳細については控えさせていただきたいと思います。

○道祖委員

人口が多いところはやはりニーズがあるということですよ。しかしこの制度はいつまであるか分かりませんが、あるうちは、言葉は悪いですけど、もうけるだけもうけたほうが、やはりいいと思っておりますので、もう一段と広報活動に力を入れて収益を上げていただきますようよろしくお願いいたします。再三言いますが、地元の特産品を売り込むように努力していただきたいと思います。

○委員長

次に、83ページ、コミュニティバス等運行事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の83ページ、概要書の11ページと12ページです。コミュニティバス等運行事業費についてお尋ねします。令和6年度のコミュニティ交通の事業費につきましては、令和5年度とあまり大きな変化がなく、予算計上されているように思われます。本市が単独で運行している各コミュニティ交通、予約乗合タクシー、エリアワゴン、コミュニティバス筑穂・高田線の各交通機関の運行に関わる事業費は前年度と比べてどのようになっているのか。それとまた同程度の予算となっている理由についてお答えください。

○地域公共交通対策課長

まず、ご質問の本市単独運行のコミュニティ交通の各交通機関の運行に関連する令和6年度の事業費及び令和5年度との比較につきましては、予約乗合タクシーは、運行関連経費合計で8016万円、前年度比26万1千円減少。エリアワゴンは運行業務委託料の3402万5千円、前年度比27万1千円増加。コミュニティバス筑穂・高田線は、運行業務委託料の1582万5千円、前年度比114万3千円増。以上の合計額は1億3001万円、前年度比で115万3千円の増加となっております。

次に、令和6年度につきましては、3年のスパンで運行の事業運営をしておりますコミュニティ交通の3年目の運行となっておりますので、当該年度の運行計画につきましては、現在の交通体系を維持した中で、令和5年度の運行計画の部分的な改善を図った内容となっております。予約乗合タクシー及びエリアワゴンにつきましては、今回、乗降場所の追加等の部分的な改善は行っておりますけれども、委託料積算に関係する年間の運行時間には大きな変更はございません。コミュニティバスにつきましては、停留所追加による運行ルートの一部変更が生じたので、委託料積算に関係する年間の運行距離が増加しております。運行に関わる委託料等の事業費の変化につきましては、ただいま申しましたような部分的な変更によるものでございますので、令和6年度の予算は前年度、令和5年度と同等程度の事業規模となっております。

○赤尾委員

次に、コミュニティ交通事業を運営する中においては、利用者数が市民ニーズの反映や利便性を評価する一つの指標となると思われます。そこで、現在の運行が令和4年度から新たな運行体系に基づいて実施されていると思われますが、先ほどお答え頂いた各交通機関の利用状況は、どのようになっているのでしょうか。令和4年度から、今回予算計上している令和6年度までの利用者数の実績や見込みをお答えください。

○地域公共交通対策課長

各交通機関の利用者数につきましては、令和4年度は実績、令和5年度及び令和6年度は、本予算編成時の見込み、試算というところでお答えさせていただきます。予約乗合タクシーにつきましては、令和4年度3万9953人、令和5年度4万330人、令和6年度4万600人。エリアワゴンにつきましては、令和4年度3万1313人、令和5年度3万4322人、令和6年度3万6700人。コミュニティバス筑穂・高田線につきましては、令和4年度1万1376人、令和5年度1万2412人、令和6年度1万3300人となっております。合計では、令和4年度8万2642人、令和5年度8万7064人、令和6年度9万600人となっております。

○赤尾委員

全ての交通機関において、利用者が大幅に増加している、また増加していく見込みということで、大変喜ばしく思います。それでは最後に、利用者数をさらに増加させるために大型商業施設への乗り入れ、接続ですね、移動手段の確保が効果的だと思われます。近年、市内に大型商業施設も複数開設されておりますので、コミュニティ交通を利用し、これらの商業施設に行くことができれば、利便性が向上しますので、さらに利用者数の増加にもつながると思われますが、今後どのように取り組んでいくお考えなのか、お示しください。

○地域公共交通対策課長

コミュニティ交通による大型商業施設への来店につきましては、令和4年度以降、イオン穂波店等の大型商業施設が所在しております各地区の予約乗合タクシーやエリアワゴンのご利用、またコミュニティバス筑穂・高田線でも、イオン穂波店等に行くことができるようにしております。今年度、令和5年度には、JAふくおか嘉穂の複合型ファーマーズマーケットカホテラスにおいて、飯塚東地区の予約乗合タクシーの地区外乗降場所、エリアワゴンの飯塚東地区運行路線及び穂波地区・菰田地区運行路線の停留所を設置しております。また、ゆめタウン飯塚では、4月時点ではオープン前でしたので、その近接地にエリアワゴンの穂波地区・菰田地区運行路線の停留所を設置いたしました。令和6年度からは、ゆめタウン飯塚の敷地内にコミュニティバスの筑穂・高田線及びエリアワゴンの穂波地区・菰田地区運行路線の停留所を設置、移設いたします。トライアル飯塚店付近にはコミュニティバスの筑穂・高田線の停留所を設置します。イオン穂波店につきましては、予約乗合タクシーの鎮西地区の地区外乗降場所としての設定をするように予定しております。大型商業施設へのコミュニティ交通による乗り入れ、移動手段の確保につきましては、市民ニーズの反映、利便性の向上につながると考えておりますので、今後も各交通機関の特性や施設環境等を鑑みまして、必要に応じて乗降場所の設置等を検討していきたいと考えております。

○赤尾委員

おっしゃるとおりで、市民のニーズもかなりここ近年の大型商業施設の開設だったりとか、体育館の開設なんかで、環境が変わっていると思いますので、市民のニーズも当然変わってきていると思います。また利便性向上につなげるように、取組のほうをお願いします。それで一方で、高齢化社会が進むにつれ、今後交通難民となる市民の方々も増加していくことが予測されます。その方々にとってコミュニティ交通の整備・拡充は大変重要なものでありますので、今後も定期的な運行経路と運行回数を見直しを分析検証されて、それに伴う適正な予算計上をお願いいたします。

○委員長

次に、85ページ、その他の地域振興費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

85ページ、地域振興費、その他の地域振興費、デジタルデバイド対策事業についてお尋ねいたします。まず、スマートフォン教室委託料の具体的な予算の内容はどうなっているのかお尋ねをいたします。

○業務改善・DX推進課長

本事業は、デジタル機器の操作に不安のある高齢者等に対しまして、身近な交流センター等において、教室を開催することで、参加しやすい環境をつくり、スマートフォンの操作方法を習得していただくことにより、誰もがデジタル化の恩恵を受けられることを目指すもので、スマートフォンの基本的な操作方法、キャッシュレス決済の操作や防災メールまもる君、市の公式SNSの紹介、登録なども予定しているところでございます。

○藤堂委員

スマートフォンの基本的な操作方法等をやっていただけるとのことですけれども、良ければ業務内容をもう少し詳しくご説明をお願いいたします。

○業務改善・DX推進課長

会場といたしましては、各地区交流センター等の公共施設を想定しておりまして、1回20人程度の受講で、個別相談を含めた2時間程度の教室を1か所で複数回開催いたしまして、受講後のアフターフォローについても予定をしているところでございます。20人程度の参加になりますので、メイン講師のほかに補助員を2人以上配置することを考えているところです。また、スマートフォンをお持ちでない方向けに機器の貸出しや予約等相談のためのコールセン

ターも用意する予定といたしております。なお、実施に当たりましては、提案型公募プロポーザルを予定しておりますので、さらなる内容の充実についても期待できるものと考えているところでございます。

○藤堂委員

私としては、各地区交流センターにおいて、あまりお金をかけずにスマートフォン教室の開催が可能ではないかと思っておりますが、この点についてはどう思われますでしょうか、お尋ねをいたします。

○業務改善・DX推進課長

現在、一部の交流センターや、コミュニティセンターにおきまして、様々な学習活動の一環として、外部講師によるスマートフォン教室が開催されているところでございます。もちろんこの教室にご参加を頂きまして、デジタル機器の操作に親しんでいただいたり、応用的な活用に取り組んでいただいたりすることで、デジタルデバイドの解消につながっていくものと考えておりますけれども、デジタル化が急速に進展をしていく中、本事業を行うことによりまして、より幅広く、多くの方にデジタル機器の扱いに慣れていただきまして、デジタル化の恩恵を受けていただくことを目指しているところでございます。ただ、本事業は長く継続的に行うということは考えておりませんで、多くの方がデジタル機器の扱いに慣れていただいて、学習ボランティアを含めまして、例えば、地域コミュニティーの中で、お互いに教え合えるような状況が広がりましたら、事業の必要はなくなっていくのではないかとこのように考えているところでございます。

○藤堂委員

情報格差は私も当然できるだけ少ないほうが、小さいほうがいいと思っております。一度、この事業とは別で、飯塚市が自治会から要望があったところにスマホ教室をされたと思うんですが、そこに参加いたしまして、内容としてはこの事業がやっているものとあまり相違はなかったと認識しております。全員ではないんですけれども、基本的には電話はできるけど、そのほかは分からんという方々は多いなと思っております。内容だけ考えますと、地元の携帯のスペシャリストが、多分いらっしゃると思うので、その方に頼んだりして、答弁にもありました交流センターでボランティアでやられているところもでございます。状況が広がれば、この事業は小さくなくてもいいとご答弁もありますので、適切な時期の見極めと調節のほどよろしくお願いいたします。デジタルデバイド、情報格差の解消も大切なところと併せて、デジタル機器に対するリテラシーのところで、コンサル的な研修とか講習とかも必要ではないかと思ったりします。そこまで使わないのに高スペックなものを買わされて、何でそんな料金払っているのというおじいちゃんおばあちゃん、多く地元いらっしゃいますので、そういったところも必要ではないかと思えます。続けられると思えますので、違う形へ昇華するような開催を要望させていただきます。先ほど赤尾委員から公式LINEの使い方をどんどん広げていくようなご質問もございましたが、こういう研修とかで、実習で公式LINEをちょっと実は進めますみたいなのところももっとやっていただければと思います。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 11:59

再 開 12:58

委員会を再開いたします。

次に、86ページ、その他の地域振興費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

提出資料ナンバー11につき説明を求めます。

○市民活動支援課長

協働のまちづくり応援補助金チャレンジング事業について説明をさせていただきます。制度の概要になりますが、協働のまちづくり応援補助金チャレンジング事業は、市民活動団体及び地域活動団体が実施する不特定かつ多数の者の利益となるまちづくり事業に要する経費について、市民活動の活性化及び市民自身の手による地域に密着した公共サービスの充実を図ることができると思われる事業を支援するもので、地域のやりたいを形にするスタートアップ補助制度でございます。

中段になりますが、対象の団体につきましては、1から4の要件を満たすNPOやボランティアなどの市民活動団体及び自治会、まちづくり協議会などの地域活動団体となっており、未成年のみで構成される団体、または公共の利益を害する行為をするおそれがある団体は対象団体としてはおりません。

補助の内容につきましては、各事業対象経費の4分の3以内を補助対象としており、(1)テーマ事業と(2)のコミュニティ事業は上限を15万円としております。新しいアイデアや取組などの先駆的な事業につきましては、上限を20万円としております。(3)のコラボ事業につきましては、上限30万円となっております。

次のページをお願いいたします。交付実績になりますが、令和2年度、3件、テーマ事業3件、交付総額45万8千円。令和3年度、9件、テーマ事業5件、コミュニティ事業1件、コラボ事業3件、交付総額197万円。令和4年度、13件、テーマ事業9件、コラボ事業4件、交付総額267万8千円。令和5年度は見込みになりますが19件、テーマ事業10件、コミュニティ事業3件、コラボ事業6件、交付総額358万1千円となっております。なお、交付回数でございますが、同一団体、同一年度当たり1回となっており、複数年継続する事業は3年までとなっております。

次ページ以降の資料になります。次ページ以降は、令和5年度の交付見込みで、令和4年度から令和2年度までの各年度の交付事業の詳細となっております。説明につきましては割愛させていただきます。今回、令和6年度の予算になりますが、過去の各事業の実績額の平均に直近の見込みの件数20件を乗じた額、300万円を予算要求させていただいております。

以上、簡単ではございますが、資料の説明を終わります。

○川上委員

このうち特定非営利法人、非営利活動法人ふれあい、二瀬地区まちづくり協議会のコラボなんですけれども、このふれあいについては、理事長、専務理事が部落解放同盟飯塚市協議会の幹部の団体ですか。

○市民活動支援課長

そのとおりでございます。

○川上委員

昨年8月4日、ここが主催した立食パーティーに市幹部27人が参加しておりますけれども、その団体ですか。

○市民活動支援課長

ふれあいさんのパーティーのことだと理解しております。

○川上委員

事実を聞いています。

○市民活動支援課長

そのパーティーに参加はさせていただいております。

○川上委員

このチャレンジング事業に多くの地域団体が補助を受けているんですけれども、そのように市幹部27人が参加するような、立食パーティーを企画した団体がほかにありますか。

○市民活動支援課長

立食パーティーにつきましては、ほかの団体からは特にそういうのは、私の場合は、参加はしていません。

○委員長

要請があったか。参加じゃない。

○市民活動支援課長

そういう企画をされたかということに関しては、されていません。

○川上委員

このNPOの専務理事が案内したから行ったわけではなくて、部落解放同盟の当時書記長が案内したから参加したというふうなことではないんですか。

○市民活動支援課長

違います。

○委員長

次に、90ページ、人権推進事業費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

提出資料をナンバー12及びナンバー49、説明をお願いします。

○人権・同和政策課長

資料についてご説明いたします。まず40ページの部落差別解消推進団体の認定基準と当該団体一覧及び交付実績、消費税分の取扱いのわかるものをお願いいたします。部落差別解消推進団体の認定基準として、補助金要綱の抜粋を40ページに記載しております。次に41ページになります。該当する2団体を記載し、下段には2006年度以降について年度ごとの交付実績、令和5年は予算額、令和6年度につきましては今回の当初予算の額となっております。次に42ページをお願いいたします。42ページにつきましては、補助金交付要綱となっております。なお、消費税に関するものということでは、この団体につきましては免税事業所の該当となりますので、資料提出するものがございません。次に42ページをお願いいたします。42ページには飯塚市の補助金要綱をつけております。

以上、簡単ですが、説明を終わります。

○川上委員

補助金の交付実績があるわけですが、累計ではどうなりますか。

○人権・同和政策課長

提出した資料の合計額でございますが、まず41ページにあります。部落解放同盟飯塚市協議会、この分につきましては5億2151万6577円。全日本同和会福岡県連合会飯塚市支部協議会につきましては5399万105円となっております。

○川上委員

この団体は、それぞれ消費税の取扱いはどうなっていますか。

○人権・同和政策課長

先ほど資料の中でご説明しましたが、免税事業者に当たります。

○川上委員

国の同和対策特別事業はいつ終了しましたか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:07

再 開 13:08

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

延長がされておりますが、最終的には2002年、平成14年に終了しております。

○川上委員

2001年度で廃止と、いっばいで廃止ということですね。何年経っていますかね。

○人権・同和政策課長

35年経過しております。

○川上委員

今法律がない以上、同和地区はありません。これは人権・同和政策課長が2018年3月13日の予算特別委員会で答弁した内容です。確認できますか。

○人権・同和政策課長

現在は一般対策として行っております。

○川上委員

今法律がない以上、同和地区はありませんというのが飯塚市の認識かと。2018年の答弁があるけれども、それを聞いている。確認してくださいと言っているわけです。

○人権・同和政策課長

そのとおりでございます。

○川上委員

同和地区はないのに、なぜ補助金を、5億円を超えて累計で出し続けるのか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

同和地区はハード事業の部分に当たりますので、対策事業で行った部分はハード事業に該当いたします。その部分につきましては、現在もなお補修等が必要な部分については一般対策、それから必要な工事についても一般対策で行っている状態でございます。それでご質問のなぜ補助金を出しているかという部分でございますが、この部分につきましては、いまだに部落差別が発生し、その部分の完全解放、それから、その部分の差別解消につきまして飯塚市のほうで認めて、その分に対する補助金を出しているところでございます。

○川上委員

これらの団体に対する補助金が、それに資するものであるかという点で、この間指摘をしてきているわけですが、市の補助金要綱が先ほど示されております。その趣旨をお尋ねします。

○人権・同和政策課長

飯塚市部落差別解消推進団体補助金交付要綱の第1条に趣旨がございます。読み上げさせていただきます。住民の自主的、組織的な教育活動を促進し、住民自らの教育水準、福祉の向上を図るため人権・部落差別解消行政と整合性を保ち、部落差別問題の速やかな解決に資するための費用について、部落差別解消対策の推進に資する団体に対して補助金を交付するというふうになっております。

○川上委員

対象経費はどうなっていますか。

○人権・同和政策課長

補助対象経費につきましては、この要綱の中の別表にありますとおり項目として、人件費、事務費、会議費、専門部及び支部活動費、研修費が補助の対象となっております。

○川上委員

除外規定はどうなっていますか。

○人権・同和政策課長

慶弔費及び食糧費に関しては除外しております。

○川上委員

要綱第3条に括弧書きがありますでしょう。その前半を読んでいたいたんですね。後半を読んでください。

○人権・同和政策課長

要綱の第3条、最初から読ませていただきます。補助の対象となる経費は、次に掲げる活動及び事業に要する経費並びに団体の運営に要する経費、括弧書きで食糧費、渉外費及び上部団体の会費に類する経費並びに市長が社会通念上適切でないとした経費を除く、であって、別表に掲げる経費とすると書いてあります。

○川上委員

課長はさきの決算特別委員会で、社会的に批判されるべき事態が生じたときは補助金の返還を求めると答弁したことがあります。確認してください。

○人権・同和政策課長

そのとおりでございます。

○川上委員

市民協働部長はさきの3月1日の私の一般質問に対し、県道用地買収をめぐる部落解放同盟の介入を指摘した中で、社会的規範を超える発言があれば、補助金の廃止を検討すると言い、武井市長はそれを確認しました。間違いはないですか。

○人権・同和政策課長

そのとおりでございます。

○川上委員

そこで資料要求をお願いしたいんですけども3つ。1つは、概算払いの場合の補助金交付手続の流れ。2つは、部落解放同盟との今年度予算計上に関する経緯の分かるもの。3つは、令和6年度当初予算要求書、この3点であります。取り計らいをお願いいたします。

○委員長

ただいま川上委員から資料要求について取り計らうように発言がありましたが、本特別委員会は、市長から成案として議会に提出されました予算案を審査するものです。その前段となる予算要求に係る市内部の協議の過程については、審査の範囲を超えるものと考えますので、ただいまの資料要求のうち、予算要求書の資料要求については、委員長としては認められません。川上委員、この点を踏まえて改めて資料要求をお願いいたします。

○川上委員

委員長のおっしゃるのは納得がいきませんが、取りあえず1番と2番につき、資料要求をお願いします。

○委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求があつております資料は提出できますか。

○人権・同和政策課長

準備できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 13:17

再 開 13:17

委員会を再開いたします。

資料が準備されていますので、サイドブックに掲載いたします。

○川上委員

まず、補助金交付手続の流れにつき説明を求めます。

○人権・同和政策課長

まず流れでございます。左側に飯塚市、右側に申請団体の欄を設けております。まず①としましては、申請団体から交付の申請が始まり、それを飯塚市が受付、手順を踏んだ上で最後、一番下の右側の15番、左の飯塚市が補助金の支払いの通常払いの場合は、右側の団体に対し、補助金の受理、完了ということになっております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:18

再 開 13:18

委員会を再開いたします。

○川上委員

今の流れは分かりました。時期的にはどういう感じなのか、時期的なこともおっしゃっていただけますか。

○人権・同和政策課長

一般的な流れになりますが、4月に申請書を受理し、事業完了が3月になりますので、3月末をもって事業の完了を、そこで終わり、4月に完了届を出していただいて、そこで精算という形になっております。

○川上委員

概算払いはなぜするんですか。

○人権・同和政策課長

概算払いの場合につきましては、交付団体に自主財源がない場合、補助金の半分以上を2回、3回に分けて、補助金を支出するような形になっております。団体のほうがこの補助金の交付を受けないと団体の事業が成立しないような場合は、概算払いというふうになっております。

○川上委員

部落解放同盟は概算払いを受けている団体なので、補助金がなければ活動できない、成立しない団体という認定ですか。

○人権・同和政策課長

そのとおりでございます。

○川上委員

それでは②につき説明を求めます。

○人権・同和政策課長

提出しておりますこの資料につきましては、令和6年度に部落解放同盟飯塚市協議会の補助金の増額の話がありましたので、それについて私と人権・同和政策課と部落解放同盟飯塚市協議会との間に取り交わされた補助金の増額についての概要となっております。

○川上委員

その説明をしてくださいという質問です。

○人権・同和政策課長

まず、令和5年10月10日、伊岐須会館において、相手方は市協の書記長、それと飯塚市側が私と課長補佐、解放同盟飯塚市協の補助金の増額についてお願いしたいというような、口頭でお受けいたしました。しかしながら、私どもとしては、口頭で言われても、補助金ですから、内容も分からないままそれをお受けすることはできませんので、一旦その具体的な内容を示してほしいというのが10月10日の概要になります。その下の12月13日ですが、市協側、委員長、財務委員長、執行委員の3名、飯塚市側が課長の私と課長補佐になっております。補助金の具体的な説明について、12月7日に市協の臨時大会を開いて規約改正を行うと。こ

の規約改正の内容につきましては、組織強化を図りたいということで、組織の概要を変革すると。それに伴って40万4500円が市協の計算では不足するというのをお聞きしております。その内訳について、そこに書いてあります。補助金の素案として、このときに市協側から出た計算と、それから改革の内容について持ち帰って、その場では返事ができませんので、持ち帰って検討するというので回答しております。その次が12月18日になります。こちらにつきまして、12月18日の出席者につきましては、委員長、財務委員長、執行委員長、3名が市協側。飯塚市が人権同和政策課の私と課長補佐の2名。このとき12月13日に補助金増額の説明を受け協議した結果、令和6年度の予算に計上することを検討すると返事をしております。ただし、予算要求になったとしても議会の承認を受けるまでは確定しないということでお返事をした内容になっております。

○川上委員

補助金を増やしてもらいたいという要請する側が、市の幹部を呼びつけたということなんですか。

○人権・同和政策課長

呼びつけたというわけでは、ちょっとあれなんですけど、行ったことは事実です。

○川上委員

理由は。

○人権・同和政策課長

補助金についてお話があるということで、私が参りました。

○川上委員

課長補佐と2人でなぜ行ったのかということを知っているわけですよ。

○人権・同和政策課長

市協側から、補助金についてのお話をしたいということで、私と課長補佐が業務の一環として参りました。

○川上委員

補助金を受け取る団体の側から要望に来るのが普通ではないんですか。

○人権・同和政策課長

その件につきましては、私はケース・バイ・ケースだというふうに感じております。

○川上委員

この経過を見たら、全部あなた方が行っているのではないですか、伊岐須会館に呼ばれて。全部行っているのではないですか。ケース・バイ・ケースとかない。必ず行っているのではないですか。市長、どう思いますか、この姿。

○人権・同和政策課長

この概要の日付については、私どもが全部行っておりますが、そのほかお話がある場合は市協側が来ることもありますので、ケース・バイ・ケースというふうなお答えになっております。

○川上委員

では、その部分については書いていないということですね。市協が飯塚市に来たことについて書いてないわけでしょう。それをおっしゃってください。

○人権・同和政策課長

すみません、言葉が足りませんでした。この補助金については全て行っております。ただ、ほかの要望等のお話がある場合は、このことだけを言えば、私どもが全部行っております。

○川上委員

だから、武井市長にこの姿をどう思うかということを知っているわけですよ。

○市民協働部長

今、担当課長が申しますように、今回の補助金の増額要望という形で、詳しいお話を聞く必

要がございましたので、私も担当課長に聞きまして、事務所のほうでお話を聞くという形で指示をいたしております。ただ今、担当課長が申しますように、今回の補助金の増につきましては、諸々理由がございまして、お話をお聞きしております。それ以外の全てにおいて市の職員が事務所に行っているわけがございませんので、今回については、そういう事務所の中で、資料等も確認しながら説明を受ける必要があるということも認識しておりますので、そういう形で行っております。それ以外の分につきましては、市協のほうから市のほうに、本庁のほうに来てお話しされたことも、結構度々あるという形で考えております。

○川上委員

部落解放同盟書記長の安永勝利さんは、先ほどのNPOふれあいの専務理事もしていたわけですね。立食パーティーも主催したというんですけれども、その後、こういう交渉を10月10日に行っていると、あなた方を呼びつけて。それで、書記長はいつまでその任にあったわけですか。

○人権・同和政策課長

先ほどの概要からいきますと、10月10日は、安永書記長はいらっしゃいました。その後、御存じのように市議の補欠選挙のほうに立候補されております。そのときに、10月31日をもって一度辞任されております。その後、令和6年2月1日に残任期間ということで、また書記長として職務についております。

○川上委員

部落解放同盟の規約との関係で、書記長というのはそんなに辞めたり、戻ったり簡単にできることなんですか。復職のときには、規約上どういう手続が必要なのか、確認していますか。

○人権・同和政策課長

役員を選考につきましては、規約の中では、退会の承認事項になっております。その件につきましては任期改正の折、退会の承認事項と。今回の安永書記長の辞任、それから復帰につきましては、その下にある市協委員会という、上から2番目の大会というか会議の中で、辞任の受理をされ、市協委員会の中で復帰の協議をされ、そこで正式に認められたというふうに聞いております。

○川上委員

2月分の給料は出ているんですか。

○人権・同和政策課長

2月分からは給与は出ております。

○川上委員

2月、3月分は先ほどの概算払いの関係で支給をして、また税金で人件費を見るということになりますか。

○人権・同和政策課長

そのとおりでございます。

○川上委員

2月1日復職については先ほどの説明がありましたけど、部落解放同盟はこれが正規の手続だというふうに言い張っているわけですか。

○人権・同和政策課長

そのように受けております。飯塚市としましては、団体の内部の規約に基づいてされたというふうに聞いておりますので、その件については、飯塚市としては何も言うことはございません。

○川上委員

税金を出さないんだったらいいですよ。税金を出しているのに、何も言うことはないとはどういうことですか。

○人権・同和政策課長

何も言うことがないというのは、団体が決めることであって、それについて飯塚市が言うことではないという意味でございます。

○川上委員

人件費分の税金を出すということ、あなたは答弁したではないですか。そのことに着目して言っているわけですよ。分からん運営しているとすれば、税金を出すことはできないでしょう。どうなんですか。

○人権・同和政策課長

執行部というよりも、部落解放同盟のほうが規約に従って、役員の辞任と復帰について正式に手続を経てなされたということでお聞きしておりますので、その部分につきましては、飯塚市としては、団体に対し何も言うことがないということで、補助金を支出している部分につきまして、不在の期間につきましては、当然、補助金の最終的な精算のときに、飯塚市としては返還を求めるつもりであります。

○川上委員

部落解放同盟というのはそういう団体であって、また飯塚市はそういう団体とは、そういう慣れあった関係だというふうなことが浮かび上がってくるわけですね。それで、予算編成に関わって、部落解放同盟は毎年、夏期交渉というのをやっているんですね。今回、予算編成に関わっては、いつ、どういう内容の交渉があったか、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

確かに7月に毎年、協議を行っておりますが、新年度予算の部分につきましては、協議の中には入っておりません。

○川上委員

膨大な要求書があるんだけど、この中に予算に係ることは山ほどあるではないですか。大体、この交渉には誰が出ているんですか。

○人権・同和政策課長

出席者につきましては、市長をはじめ部長、課長、全ての名前はちょっと今手元にございませんで言えませんが、肩書としては、いわゆる幹部が出席しております。

○川上委員

市の部長で、出ない部長がいますか。

○人権・同和政策課長

すみません、手元に資料がありませんが、出ない部長はたしか――、議会事務局長が出ておりません。

○川上委員

それ以外の部長は全員出席ということですかね。

○人権・同和政策課長

そのとおりでございます。

○川上委員

企業管理者を含めた3役はどうですか。

○人権・同和政策課長

出席しております。

○川上委員

それらのメンバーの大半が、8月4日の立食パーティーに行ったんだけど、行ってない人を確認したいと思います。

○人権・同和政策課長

27人を除き行っていませんので、市長、副市長、企業管理者等は行っていません。

○川上委員

部長で行っていない人いるでしょう。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:34

再 開 13:35

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

部長級で申しますと、参加していなかった部長は教育部長、市民環境部長、行政経営部長の3名でございます。

○川上委員

10月10日、安永書記長に対して組織強化を図るのであれば、そのためにお金よこせと言っているわけですから、であれば規約改正が必要ではないかというふうに言ったのは誰ですか。

○人権・同和政策課長

私が言いました。

○川上委員

怒らなかつたですか。組織問題に行政幹部が口を挟んだということ。

○人権・同和政策課長

特に怒られておりません。

○川上委員

仲はいいわけですね。それで、市協、書記長の側はどういう回答をしたんですか。

○人権・同和政策課長

すみません、記憶になりますが、特に仲がいいわけではございませんが、そのときは規約改正が必要だろうというふうに言われておりました。

○川上委員

市協と書いてあるところ読み上げてください。どう回答をしたか。

○人権・同和政策課長

10月10日、一番最後の行です。臨時大会を開催し、規約改正を含め具体的な内容を説明するというふうに書いております。

○川上委員

課長の指摘を受けて、市協の書記長ともあろう者が、臨時大会を開催し、規約改正を含め具体的な内容を説明すると言ったわけですね。結社の自由との関係でどうなりますか。

○人権・同和政策課長

そのことについては、私、特に何も感じておりません。

○川上委員

これは副市長の出番ではないでしょうか。どう感じますか。

○市民協働部長

質問委員が言われます書記長に担当課長が規約の改正が必要ではないですかという、これは一般論としまして、補助金交付団体、市として関係する団体につきましては、アドバイス程度の形で、質問委員が言われますように、組織の内部に入り込んでこうしろというような形の認識でお話をしたような認識がないというふうに理解しております。最終的に組織の規約を改正する決断につきましては、市協内部で検討された上でされるという形で認識しています。

○川上委員

それから1週間後、11月7日になって、あなた方担当課は当初予算要求書を提出していますね。11月7日、17時18分32秒という作成時刻になっています。これを説明してくだ

さい。

○人権・同和政策課長

このときには前年と同額で予算要求をさせていただいております。その分を送った記録だと思われま

○川上委員

10月10日に書記長が伊岐須会館にあなた方を招いて増額を求めたと。あなた方は、規約改正が必要でしょうと、そう言うんだったら。臨時大会をしてはどうですかと、分かりましたと言って、1か月後には前回と同額の予算要求をしたと。これは11月5日が市長選挙の告示、市議選の告示で、12日が投票ですから、真っ最中となるわけですね。このとき、武井市長候補も頑張っておったでしょうけど、書記長安永勝利さんも市議補選に立候補しているいろいろやっていたと、その時期なんですよ。そして1か月後、12月7日に臨時大会をしたというんですけども、その概要について確認していると思いますので、お尋ねします。

○人権・同和政策課長

臨時大会の内容の全てを聞いたわけではございませんが、臨時大会において規約改正を行うことを、定期大会に上程するというふうにお聞きしております。

○川上委員

臨時大会では規約を改正し、協議素案をつくったと。そしてあなた方はそれをもらったということになっているので、委員長、この改正規約と今回予算要求に関わる協議の素案、2つ、資料要求したいと思います。取り計らいよろしくお願ひします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 13:40

再 開 13:54

委員会を再開いたします。

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求がっております資料は提出できますか。

○人権・同和政策課長

組織改編についての市協から頂いた資料は提出できますが、規約については現在ありませんので、提出できません。

○委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました執行部が提出できるとあった資料については、要求することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、執行部に提出を求めます。

資料が準備されていますので、サイドブックに掲載いたします。

○川上委員

組織改編について、現在の地区統括を廃止し、支部制に組織の改編を行うという資料ですけども、説明を求めます。

○人権・同和政策課長

飯塚市協の現行の規約では地区統括、いわゆる旧1市4町において、地区統括を置いております。その統括を廃止し、各支部の組織を強化するというふう聞いております。その下、組織改編に伴う来年度の予算組替えについては記載のとおりになっております。それから、その下に支部長の役割、手当、活動のための活動費、その下、専門部は3人の調査行動費、高齢・女性・青年の3人の行動費ということで、その他については執行委員活動費1人当たりにつき5千円、執行委員8人というふう書いております。右側の2024年度支部活動費見込明細

ということで、ここには各支部の人数と手当と、それから合計額が書いてあります。以上で説明を終わります。

○川上委員

本市の新年度一般会計予算計上額はこれを反映しているわけですか。

○人権・同和政策課長

左側の組織改編に伴う来年以降の予算組替えについて、この計算が市協のほうで計算をされた金額になりますが、この不足額の40万4500円、この分を新年度予算のほうに増額で要求しております。

○川上委員

それを税金で補填しなければならないという意味は全く分かりませんが、この支部長手当、支部員1人当たり4千円、交通費、通信費を含むという、ただし支部員10人以下の支部は年4万円とする。これはどういう意味ですか。数字の根拠も含めて、教えてください。

○人権・同和政策課長

ご質問の部分ですが、右側の表にあります支部員数というものがござります。この人数に1人当たり4千円、年間分を掛けた数字をまず算出して、この分につきましては支部長の交通費、通信費等を含むと。ただし書きですが、支部員10人以下の支部は4万円とするというのが、いわゆる8名、9名であっても10人と同等という、活動は同等ということで4万円を上限にした計算になっております。

○川上委員

ちょっと聞きたいことを答えていただけていないと思うけど、隣の明細で支部員数と書いているのを合計すると466になるんですよ。これは世帯数ですか、それともその世帯に属しておられる人々の人数なんですか。

○人権・同和政策課長

そこは市協のほうに確認をしておりますが、私は人数というふうに認識しております。

○川上委員

ちょっと大丈夫ですか。副市長、ちょっと今の答弁は大丈夫ですか。

○人権・同和政策課長

支部員数につきましては実人数でござります。

○川上委員

部落解放同盟は支部員という規定は、定義はどういうことになっているんですか。

○人権・同和政策課長

申し訳ありません。その件に関しては、私は存じ上げておりません。

○川上委員

副市長、本当に大丈夫ですか。これで予算計上して。

○人権・同和政策課長

まず支部の定義としましては、自治会で例えますと、いわゆる組といいたいでしょうか、その地域に住んである方の範囲になります。その方たちの人数がここに書いてあります1番上で言えば75人。ですから、何々支部というのがその地域の範囲になります。その中に75人の会員さんがいらっしやいまして、その人数がここに記載されております。

○川上委員

分からずに適当に答弁しているでしょう。部落解放同盟は世帯で加盟するんですよ。会費も世帯ごとに払うんですよ。ここにある支部員数というのは、その世帯に属している赤ちゃんからお年寄りまで全員の人数を入れているのか、世帯数なのかということを知っているんですよ。解放同盟の規約で確認しないといけないでしょう、予算計上するに当たって。今頃になってそれが分からないというのは、予算計上の資格を問われますよ。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:02

再 開 14:03

委員会を再開いたします。

○人権・同和政策課長

今、ご質問の件の支部員数につきましては、ちょっと確認をしたいと思いますので、お時間を頂きたいと思います。

○川上委員

市長も予算の計上を保留するというか、これだけ撤回するという局面だと思うけど、それでは、支部員というのがよく分かりませんということなんだけど、支部員1人当たり4千円の支部長手当という、この4千円という根拠は何ですか。

○人権・同和政策課長

この部分につきましては、支部員1人の当たりの日常の相談、それから、その方々の取りまとめを行う市協との連絡が根拠になっております。

○川上委員

ですから、なぜ4千円かと聞いているわけですよ。

○人権・同和政策課長

月に行動する場合、このくらいの経費がかかるというふうにお聞きしております。

○川上委員

これは税金ですよ。お聞きしていますで済まないでしょう。なぜこの4千円を要求するのかと。10人以下だったら4万円というふうに書いているではないですか。額について聞いたでしょう。

○人権・同和政策課長

日常の相談業務につきましては、その時間を支部長が使うということ、それから、市協との連絡につきましては、その分車で移動すればガソリン代等の経費がかかりますので、その分というふう聞いております。

○川上委員

武井市長、なぜ1人当たり4千円だと思いますか、10人以下はなぜ4万円だと思いますか。確認したでしょう、市長の査定で。市長、答弁してください。

○人権・同和政策課長

その分も再度確認をしたいと思います。

○川上委員

分からなかったということですね。そうすると、支部活動のための活動費、支部員1人当たり年1500円と書いていますね。支部員20人以下の支部は年3万円となっています。この根拠も分かりませんか。

○人権・同和政策課長

その分も確認したいと思います。

○川上委員

次に、専門部、高齢部長・女性部長・青年部長3人の調査行動費1人3千円と掛ける12か月で合わせて10万8千円という、この3千円と出てくるわけですよ。これも根拠が分かりませんか。

○人権・同和政策課長

その分も確認させていただきます。

○川上委員

執行委員活動費 1 人当たり月 5 千円ときてるわけですよ。8 人いるので掛ける 5 千円掛ける 1 2 で 4 8 万円となっているんですね。これも分からないんですか。

○人権・同和政策課長

確認させていただきます。

○川上委員

こういう部落解放同盟から請求書をもって、自分のお金ではなく税金で払うというような態度で予算計上して、議会まで持ってくるというほうが異常でしょう。それでそもそもこの地区統括調査費 1 8 6 万 4 千円というのがありますけど、予算では 5 つあるんでしょう、統括が。予算では 1 9 0 万円になっていますね。この地区統括調査費というのはどんなことをするんですか。

○人権・同和政策課長

すみません、地区統括が 5 つあって、その分で相談業務とかいわゆる市協との連絡をやっているということは確認しておりますが、詳細については確認ができておりません。

○川上委員

あなた方は決算のときに、領収書を全部見ているのではないんですか。見てないんですか。

○人権・同和政策課長

見ております。

○川上委員

見ておって分からないとかある、あるわけないでしょう。

○人権・同和政策課長

その確認した支部統括の明細でお答えいたしますと、まず、支部の統括長に対する人件費、それから事務所費、会議費、事業費というふうになっております。

○川上委員

もう少し具体的に言ってください。1 9 0 万円になるように。

○人権・同和政策課長

まず飯塚支部統括、これは人件費が 2 4 万 5 千円、事務所費が 3 1 5 0 円、会議費、これは統括会議における消耗品等になっておりますが 7 万 5 0 0 円、事業費、専門会議、これも会議に使うお金になりますが、6 万円。それがそれぞれ飯塚支部統括で 4 0 万 4 千円、穂波支部統括で 5 2 万 3 0 8 0 円、筑穂支部統括で 5 3 万 8 9 0 9 円、庄内支部で 1 6 万円、穎田支部で 2 2 万 8 千円、合計の 1 8 5 万 3 9 8 9 円となっております。

○川上委員

支部長は自治会長を兼ねる場合があるのではないですか。

○人権・同和政策課長

確認はしてませんが、可能性としてはあります。

○川上委員

自治会と部落解放同盟の同盟費と一緒に集めているところもありますよね。そうしますと部落解放同盟の支部長は、部落解放同盟市協を通じて税金で報酬をもらい、世帯数に応じて。一方で行政協力員として、市長から別の流れの中で、行政協力員としての報酬を世帯数に応じてもらうわけでしょう。両方から部落解放同盟経由の税金と、それから市長からの直接の税金と両方来る可能性があるんだけど、これは問題がないんですか。

○人権・同和政策課長

すみません、確認をさせていただきます。

○川上委員

確認せずに予算計上しているわけですか。

○人権・同和政策課長

すみません、その分については活動内容が別の活動ということで問題ないと考えます。

○川上委員

武井市長、この問題は、なぜこういう組織改編がこの時期に必要なだったかというのを考えてみる必要があります。部落解放同盟の書記長が選挙に出ますよと。選挙に出るに当たって、それが理由かわからないけど、辞職しますと、辞任しますと。その頃には既に、地区統括のところに滞留している190万円の税金を支部に渡していきますと、支部長に渡していきますとというのがもう話があったわけでしょう。これは、選挙の後の事後の報奨金ということにもなりかねない危険性があると思うんだけど、市長どう思われますか。

○市民協働部長

質問委員が言われますような選挙の兼ね合いと今関連づけられておりますが、今市のほうから市協のほうに補助金を出しています内訳につきましては、ただいまちょっと説明ができてない部分もございますが、支部統括等の活動に対する謝礼金という認識で、これは今年度に限らず、継続して今までもそういう形の分で積算根拠を頂いた上でチェックした上で補助金を交付している人件費であります。質問委員が言われます選挙の関係のあれとは全くもって異なるものという形の部分というふうに認識しております。

○川上委員

市民はそういうふうに思うでしょうか。今回、市議補欠選挙は市長選挙と同日に行われたわけですね。そこで武井市長は、部落解放同盟と協定を結ぶ、結ばないにかかわらず、支援を受けたのではないですか。市長、答弁してください。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:14

再 開 14:14

委員会を再開いたします。

○武井市長

私の記憶ですけれども、立候補に当たっていろんな企業・団体等から推薦を頂きます。つぶさに、たくさんありますので覚えておりませんが、そういった推薦は頂いておりません。

○川上委員

ですから、質問を聞いていましたか。推薦を、あるいは政策協定を結ぶか、結ばないかにかかわらず、部落解放同盟の支援を受けていないかと聞いたんですよ。部落解放同盟の幹部と一緒に選挙活動してないですか。

○武井市長

今おっしゃるようなことはございません。

○川上委員

それは、大丈夫ですか。今おっしゃるようなことというふうにおっしゃったけど、部落解放同盟と一緒に市長選挙を戦ったことがないかというふうに聞いたんですよ。そういった言葉では困りますよ。

○委員長

川上委員、ないという答弁だったと思いますけど。

○川上委員

では、私が言ったような行為は、選挙活動中なかったと。確認しますけどいいですか。（発言する者あり）

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 14:16

再開 14:17

委員会を再開いたします。（発言する者あり）

不規則発言はやめてください。（発言する者あり）不規則発言はやめてください。

○武井市長

さっきと同じでございまして、そのようなことはございません。（発言する者あり）

○委員長

執行部が答弁できなかった箇所については保留にして、次に行かせていただきます。

次に、91ページ、その他の男女共同参画推進費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうからは、男女共同参画啓発講座講師謝礼金55万5千円と、男女共同参画啓発講座委託料82万円についてお尋ねいたします。まずその内訳について教えてください。

○男女共同参画推進課長

男女共同参画啓発講座講師謝礼金55万5千円の内訳は、男女共同参画社会の実現のために、市が主催する男女共同参画啓発講座の講師謝礼金35万5千円と、サンクスフォーラム実行委員会と市が共同で行うサンクスフォーラムの講師謝礼金20万円となっております。男女共同参画啓発講座委託料82万円は、イクボス女性活躍推進講演会の委託料でございます。

○金子委員

この市が主催する啓発主催講座の取組の内容について、もう少し詳しく教えてください。

○男女共同参画推進課長

啓発主催講座につきましては、男性の家事・育児・介護参画を促進する講座や性暴力防止などに関する男女共同参画に寄与する講座を実施してまいります。なお、啓発主催講座につきましては、男女共同参画推進センターサンクスがあるイヅカコミュニティセンターを中心に開催しておりますが、男女共同参画を広く知っていただく機会とするために、交流センターでの講座の実施や地域での出前講座など開催場所を拡大して行っていきたいと考えております。

○金子委員

男女共同参画と申しますと、女性のためのという認識がどうしても強くなっているように感じておりますが、実際今回、男性の家事や育児、介護参画を促進する講座、また大事な性暴力の防止に関する講座などを、交流センターで行っていただけるということで、大変強く思っております。この男女共同参画を広く知ってもらうためには交流センターで、どんどん広げていただけたらと思っております。ではイクボス女性活躍推進講演会についてお尋ねいたします。その内容についてももう少し詳しく教えてください。

○男女共同参画推進課長

令和5年度の市民事業者向けのイクボス女性活躍推進事業につきましては、動画配信による研修や、40名程度の集合型研修により実施してまいりました。令和6年1月末現在、イクボス宣言事業所が104社になったことから、令和6年度は、イクボス宣言事業所の方々が一堂に会することができる講演会を企画しております。なお、この講演会は、嘉飯圏域定住自立圏の連携事業として、嘉麻市、桂川町とも連携して、女性活躍、働き方改革について広く啓発したいと考えております。

○金子委員

このイクボスは本市がずっとこう、長年にかけて取り組んできた大きな事業だと思っております。男女共同参画は本当に性別に関係なく、人権やジェンダー平等、そして働き方改革の観点からも大切な問題だと思います。ぜひ推進していただくよう、よろしく願いいたします。

○委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑はありませんか。

（ 質疑なし ）

質疑がないようですから、「第1款 議会費」及び「第2款 総務費」について、総括質疑として保留した以外の質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 14：23

再開 14：30

委員会を再開いたします。

次に、「第3款 民生費」の質疑を許します。

初めに質疑通告されております111ページ、社会福祉総務費、社会福祉施設管理運営事業費について、田中英美委員の質疑を許します。

○田中英美委員

111ページ、若干112ページにまたがる部分もあるかと思いますが、よろしくお願いたします。社会福祉施設管理運営事業費の穂波、庄内、筑穂の3施設の福祉センター、このセンターどれを見ても、筑穂の場合であれば健康増進室、穂波であればスポーツ健康施設、庄内であれば運動指導施設と、全て運動づくり、健康づくりの施設を有しておる施設と思っておりますが、この施設の設置目的及び運営方法についてお尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

まず、公共施設について地方自治法第244条第1項で、普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとしてとされております。また、同法第244条の2第1項で、普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならないとされております。委員がお尋ねの3施設の設置目的と運営方法については、ご質問の順に施設ごとに説明いたします。

穂波福祉総合センターにつきましては、飯塚市穂波福祉総合センター条例第1条で、増進及び保健意識の向上を図り、総合的な福祉サービスを提供するためと設置の目的を規定しております。指定管理制度によって運営しております。

次は庄内ですが、庄内保健福祉総合センターハーモニーにつきましては、飯塚市庄内保健福祉総合センターハーモニー条例第1条で、市民の健康保持と保健意識の向上を図り、総合的な福祉サービスを提供するためと設置の目的を規定しております。現在は直営で運営しておりますけれども、令和2年度までは指定管理者制度により運営していたところ、庄内交流センターとの複合化、それに伴う工事のため、期間を延長すると指定管理者の休業期間が生じるためどうするか打診したところ、延長を希望しないということでしたので、令和3年度から直営で浴室及びスポーツ室の管理を委託する形で運営しております。

筑穂保健福祉総合センターにつきましても、指定管理者制度により運営されておりましたが、飯塚市公共施設等のあり方に関する第1次実施計画で、指定管理の期間満了後は公の施設としては廃止し、在宅介護支援センター事業、障がい児通園事業、高齢者の生活支援生きがい対策事業等、これまで施設で実施していた事業を継続した中で、地域における保健福祉事業のさらなる推進が期待できる現指定管理者である社協に無償貸与するなどの方向性が示されたことにより、飯塚市筑穂保健福祉総合センター条例を廃止する条例が、平成26年12月15日開催の厚生委員会により可決、26年12月に定例会で可決されまして、平成27年4月1日施行により、公共施設としては廃止しております。そして土地及び建物を社会福祉協議会に無償貸与して、社会福祉協議会が運営しております。なお、廃止前の飯塚市筑穂保健福祉総合センター条例第1条では、高齢者・障がい者（児）をはじめ、市民への総合的な保健福祉サービスを提供するためと設置理由が定められておりました。

○田中英美委員

この件につきましては、12月も一般質問をしたところではありますが、そのときの設置目的

についてお尋ねしたら、筑穂保健福祉センターは住民の健康増進と福祉の向上を図るために設置されたとの答弁であります。また、ただいまの説明の中では、指定管理後は公共施設を廃止したという説明がありますけれども、この健康増進室を廃止したというように受け取れますが、この公共施設として廃止という意味がよく分かりませんので、公共施設廃止の意味についてご説明をお願いします。

○社会・障がい者福祉課長

市の公共施設というのは、先ほど冒頭で申しましたように、住民の福祉の増進を目的とするものに利用するための施設で、公の施設というふうに定められております。これは条例によって定めるということになっておりますので、この条例を廃止したということで、飯塚市が直接これの経営に関わるのではなく、運営しているところが、別のところに移っているということになっております。

○田中英美委員

ただいまの説明では、公共施設とはということで、廃止したということでありまして、一般的に考えれば、地方公共団体が作り、一般住民、不特定多数の方の利用を、念頭を置いたものというふうに理解をいたしておるところでございます。一般に学校とか図書館とか交流センターとか公園とかなど、一般の方が自由に利用できることを目的としていると思いますが、運営方法、結局補助金で運営しておるけれども、公共施設を廃止ということになるのかどうか、運営方法については補助金で運営してあるというふうに理解をしておりますが、そのところはどんなふうでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

ちょっと答弁を重ねますけれども、この公の施設というのは、あくまでも条例で定めなければならないとなっております。飯塚市はこの筑穂センターにつきましては、条例を廃止しておりますので、公共施設としての取扱いということには今はしておりません。

○田中英美委員

条例で公共施設を廃止したということになりますと、公有財産という考え方の中で、行政財産と普通財産と2つに分けられます。その中で、行政財産については、今言いますように不特定多数の方が利用できる施設ということでありまして、それを公共施設を廃止してということにはならないのではなかろうかなという思いがいたしますが、いかがでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

今ご質問でありましたけれども、筑穂センターの立場というのは行政財産でなく、普通財産という取扱いになっておりますので、そのところはご了承いただきたいと思っております。

○田中英美委員

条例廃止したら公共施設ではないと。市の公共施設は市の持ち物という思いをしております。それで公共施設の分類が、今言いましたように行政財産と普通財産ということで区別されておるという思いがしますが、行政財産以外は全て普通財産だろうというふうに理解をしておるところであります。それで、これが無償譲渡になったら市の建物でなくなるのかどうかという思いを持っておりますが、そのあたりはどんなふうでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

普通財産でございますので、市の土地、建物という認識では間違いございません。ただ、そこをどう扱うかという形になりますと、これは普通財産という取扱いであることは間違いございません。

○田中英美委員

この点については、私も意味を理解しきらない部分もありますので、またの機会に聞かせていただきたいと思っております。

次に、運営方法のメリット、デメリットについてお尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

先ほど答弁いたしましたように、この施設いずれも最初は指定管理者制度により運営しておりますけれども、期間満了の状況が現状のように3通りに分かれております。市の公共施設の在り方の検討の中で、庄内ハーモニーは指定管理者制度で運営したものが交流センター複合化、リニューアル工事のことで延長しないということで、終了して直営に戻しておりますので、指定管理者制度導入によることで得られるメリットというのは、民間事業者の活力を活用した住民サービスの向上、施設管理における費用対効果の向上が期待されます。なお、指定管理者に公共施設の運営をさせる場合については、議会の議決が必要となります。

デメリットにつきましては、諸事情で会社の運営ができなくなり事業継続が困難になるということが考えられます。

○田中英美委員

この件につきましては、先ほども言いましたように、もう今回で3回お尋ねするのかなという思いもしておりますが、各施設、特に類似した3施設はそれぞれ十分に機能しているのか、お尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

各施設は、浴室、トレーニング室があるという意味では、類似と言われれば、その点においては同様の形態をしております。ただ、筑穂につきましては、市が直接管理する施設とはなっておりません。また十分に機能しているかどうかという点につきましては、具体的な指標がなく評価しかねますけれども、コロナ以前に3施設が年間を通して稼働していた時期のトレーニング施設の延べ利用件数を比較した状態では、平成21年度と平成29年度の数値になりますけれども、穂波は21年度が3万569人、これは延べですね。それから29年度で3万9466人、29%増です。庄内は平成21年度が1万399人、29年度が1万824人で4%の増です。筑穂は平成21年度5120人、平成29年度9325人で82%の増となっております。利用者数として判断するならば、市民の方の健康保持に役立つ施設としては、機能しているのではないかと考えております。

○田中英美委員

穂波、庄内は健康づくりを目的とした器具、機材は充足しておるところでございますけれども、筑穂の健康増進室は老朽化が激しく12月の一般質問でもいたしましたように、健康づくりの各種機材等がそれぞれ6台、当初はあったわけですが、現在は1台しか使えないと。耐用年数等々もあろうかと思いますが、二十五、六年が経過して、それが1台残って、部品を取って組立てて使っておるというようなことでございます。それで現場を十分確認していただき、住民の健康づくりに支障のないように対応をお願いするという思いでございます。また、各施設ごとの運営経費及び積算の根拠についてお尋ねをいたします。

○社会・障がい者福祉課長

令和6年度当初予算の施設ごとの運営経費につきましてご説明いたします。穂波福祉総合センターは、指定管理委託料5453万6千円で、毎年度の指定管理料4680万円に燃料高騰等の影響額773万6千円を加算した金額となっております。庄内保健福祉センターハーモニーは交流センター部分を除く浴室及びトレーニング室のみの維持管理費となりますが、2916万2千円でございます。内訳としては光熱水費、燃料費、施設管理委託料、電気設備保守業務、各種委託料でございます。筑穂保健福祉総合センターにつきましては、社協に対する施設の運営補助金として2137万5千円を計上しております。内訳としては人件費、光熱水費、各種委託料、修繕費、積立て等でございます。

○田中英美委員

筑穂福祉総合センターの補助金の交付要綱には、人件費、職員給与、諸手当等々、また事業費として事務用品、備品購入と燃料費、また光熱水等々が入っておるということで2137万

5千円の予算計上で、前年度と全く同じかなという思いがします。それで先ほどの説明では燃料費が高騰したから、773万6千円を追加して委託したというようなこともあります。それで、燃料費に限らず全てが高騰しておるところでございますので、そこら辺りをどういうふうに考えるかなということでございますが、2137万5千円でセンター運営は非常に厳しいのではないかと思っていますが、いかがでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

この金額につきましては、社会福祉協議会のほうからの協議が行われますけれども、今年度につきましては同額で協議をいたしております。実際にこの金額だけで運営しているわけではなく、あの建物の半分が社会福祉協議会の事業で活用しているものでございますので、事業の収益もございます。ですから、補助金で全部を賄っているわけではないというふう認識しております。

○田中英美委員

俗に言う東棟ということをして全て運営費は2100万円と、人件費、人数が何人おるかということもありまして、正規職員また臨時職員を合わせて4人ぐらいおってあるようにありますが、全ての人件費も含んだところになっておるところでございます。それで、この施設があれば、不十分な施設運営というふうに思っておりますので、この点については、今後検討していただいて、要望として質問を終わります。

○委員長

次に、112ページ、社会福祉施設管理運営事業費について、田中英美委員の質疑を許します。

○田中英美委員

次は112ページでございますが、社会福祉施設管理運営事業費の筑穂福祉総合センターの運営補助金等について質問をいたします。さっきとちょっと若干重なるところもありますが、よろしく願いをいたします。同センターの健康増進室の設置目的について及び先ほど質問いたしました全ての経費が高騰しているという思いでございます。補助金は昨年と同様であります。どう考えるかということによるところでございますし、また健康増進室の機材を整備するつもりがあるのか、もう整備する必要がないのか、そこらあたりも含めて、お答えいただきたいと思っております。

○社会・障がい者福祉課長

先ほど設置目的について説明しておりますけれども、最新のことで言いますと、飯塚市のホームページで説明している内容は、筑穂保健福祉総合センターは、平成27年4月1日から飯塚社会福祉協議会が運営することになりました。筑穂保健福祉総合センターは、総合的な保健福祉サービスを行うための施設ですと、ホームページには記載しております。それから先ほどからの基金の件でございますけれども、これまでは社会福祉協議会から協定の変更について、この基金の取扱いについての正式な申入れは行ってきませんでしたけれども、本年度は申入れが行われております。この申入れはこれまでの協定の内容を大きく変えるものではございませんけれども、導入時から長期間経過したことでメーカーの修理ができず、完全に使用できる機器が減っているのが、現在修繕にしか充てることができない費用を、修理不可能な運動機器の入替えにも対応可能にしてほしいという内容でございます。これを受けて、協定を変更することとしておりますので、今後、社会福祉協議会のほうで計画的に何らかの対応が行われる見込みとなっております。現状の運動機器の不足分につきましては、社会福祉協議会より、これも以前の話になりますけれども、備品の老朽化により利用できなくなっていると相談があったことありましたので、令和5年4月に社協と市の担当で、旧第1体育館で廃棄予定の運動器具を見に行き、その時点で利用できるであろうという運動機器の譲渡を受け移設しております。

○田中英美委員

ただいまの説明では、総合的な保健福祉サービスのための施設というふうに言われたところでありませぬけれども、この運営補助金の交付要綱には、対象事業及び経費の項目の第2条第1項で、健康増進事業と明記をしてあります、補助金交付要綱に。ということは、この健康増進室、体力づくり推進室については廃止にはなっていないで、現在もきちっと機能しておるといふふうに補助金要綱に書いてあるところでありませぬが、また、そうした中で、各種運動機材の不十分の対応についてお尋ねいたします。どのように考えてあるか、ご回答をお願いします。

○社会・障がい者福祉課長

答弁を繰り返しますけれども、今年度、社会福祉協議会のほうから、ここ何年かのうち初めてなんです、協定の変更の申出を行っておりますので、それに従って機器の入替えができるようにはしております。あとは社会福祉協議会のほうが中で優先順位を考えて、実際にどう対応されていくかというのは、ちょっとまだ具体的な計画等は出ておりませぬけれども、そのようにしたいという意向だけは出ておりますので、それを尊重するようにはしております。

○田中英美委員

繰り返しになりますが、そのようなお答えをいただき、令和5年12月議会での質問内容及び答弁書を再度確認していただきたいというふうに思います。また、3月11日の西日本新聞、健康寿命を延ばす施策に力ということで、県はスロージョギングや筋トレ、ケアランポリンなど、誰もが始めやすい運動の普及にも力を入れると。また、インストラクターの養成や器具の購入にも助成したり、運動習慣の定着を狙うとあります。自分がここで質問しているのは、補助金がどうのこうのといったことを言っておるわけでありませぬ。ただ、住民が健康づくりに利用できる運動器具を、揃えた健康増進室をつくっていただきたいという思いで質問をしたところでございます。私も健康ほど大事なものは無いというふうに思っておりますので、施設運営に地域の格差があったらいかんというふうに思っておりますし、また施設ごとに格差があっては行けないと。運営方法はいろいろ考え方によってあろうかと思っておりますので、まずは健康づくりができるような十分な施設にさせていただきたいということを要望いたしまして、質問を終わります。

○委員長

同じく112ページ、その他の社会福祉総務費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうからは、民生委員推薦委員会の報酬についてお尋ねいたします。まずは、民生委員推薦委員会の人数と、その委員会の開催についてお尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

民生委員推薦会委員の人数につきましては、飯塚市民生委員推薦会委員の定数に関する規則の第2条に、推薦会は委員14人以内をもって組織すると定められており、1. 飯塚市議会の議員、2. 民生委員、3. 社会福祉事業の実施に係る者、4. 社会福祉関係団体の代表者、5. 教育に係る者、6. 関係行政機関の職員、7. 学識経験者の中からそれぞれ2名ずつ選出していただいております。

また、推薦委員会の開催回数につきましては、制限はありませんけれども、慣例により民生委員の委嘱日を4月1日、8月1日、12月1日と設定した上で予算を確保し、年3回開催しております。推薦会の開催時間については、特に定められておりませぬ。

○金子委員

委員会の人数が14名となっておりますけれども、その根拠についてお示してください。

○社会・障がい者福祉課長

今言いました要綱なんですけれども、現在の民生委員法第8条2項には、委員は、当該市町村の区域の実情に通ずる者のうちから、市町村長が委嘱するとあります。これは平成25年の法改正前の民生委員法第8条2項に、委員は当該市町村の区域の実情に通ずる者であって、次

の各号に掲げるもののうちから、それぞれ2人以内を市町村長が委嘱するとなっております、先ほど読み上げた7項と定められておりまして、そのことから14名となっております。

○金子委員

ということは、平成25年、2013年だと思うんですけども、そこから法改正があったけれども、法改正の前の内容で飯塚市はそのままになっているということですけど、この10年間見直しは行っていたんですか、それとも行ってないままだったんですか、その辺を教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

この法改正があったときの状況というのは、ちょっとはっきり分からないんですけども、現実としてずっと変わっておりませんので、ここは協議していないものと思っております。

○金子委員

14名になっていますけれども、いつ、今の状況、この法改正があるということに気づかれたんですか。

○社会・障がい者福祉課長

この法改正につきましては、多分、当時の人が気が付いていた可能性は、ちょっと私のほうが今お答えすることはできません。今回このようなご質問がありましたので、改めて確認をしているところですが、やはり25年に法改正があったけれども、この規約規則は変えていないということになっております。

○金子委員

民生委員は、住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助をするという大変な義務を、役割を担っている方だと思います。そしてまた、それを推薦する役割、私も実はその委員の1人ですけれども、大変な任務です。しかし法律には、区域の実情に通じる者のうちから、今は選ぶこととなっています。そこをもう少ししっかりと協議をして、何が必要なかを考えるべきだと思いますけど、どのようにお考えでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

おっしゃるとおり、法律が変わった後にずっと扱ってないみたいですので、検討の余地があると思っております。

○金子委員

次の改選はいつになりますか。

○社会・障がい者福祉課長

現在の任期は令和6年5月31日までですので、そのときに改選を行います。

○金子委員

ぜひ法律に基づいて改選をよろしく願いいたします。

○委員長

同じく112ページ、その他の社会総務費について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

民生委員、児童委員の謝礼金についてお伺いいたします。まず、民生委員、児童委員の現状、定数と充足の状況についてお答えください。

○社会・障がい者福祉課長

民生委員の定数は、民生委員法の規定によりまして、福岡県民生委員の定数を定める条例により市町村ごとに定められており、令和4年の改正により現在の飯塚市の定数は299人となっております。なお、この中には主任児童委員27人含みます。この条例により令和4年12月に一斉改選を行いましたところ、その時点で276人、うち主任児童委員は27人を含みますが、委嘱されており、充足率は92.31%となっております。その後、直近の2月26日に開催されましたものを含めて、現在まで4回の民生委員推薦会を開催し、委員の交代

や欠員補充が行われまして、令和6年4月1日に委嘱される予定の委員を含めると286人となり、欠員が13人で、充足率は95.65%となります。

○光根委員

ちょっと確認します。飯塚市の定数が299名で、現在286名で欠員が13人、充足率が95.65%ということで、ずっと欠員が続いておりますけれども、課題としてどのようなものをお考えになっておりますか。

○社会・障がい者福祉課長

民生委員の委嘱において各地域から選出する必要がございます、各地区の民生委員児童委員協議会の単位で開催される推薦準備会から民生委員推薦会に推薦された方について、国への推薦の可否について審査されるものですが、推薦準備会に対しては、自治会長及び地区社協の会長あてに推薦依頼を出しております。しかし慣例的に自治会から推薦準備会へ推薦されるケースがほとんどであることから、自治会の解散のほか、自治会の中から適任者が見つからないことなどが、欠員の主な原因であり、この解消が最大の課題であると考えております。

次に、民生委員児童委員の活動内容自体が、住民に理解されていないということで、訪問時になかなか受け入れてもらえないということがあることや、どうしても児童委員としての対応方法が難しいということなどを聞いております。

○光根委員

予算としては、民生委員児童委員の謝礼金を計上されておりますけれども、1人当たり幾らぐらい支払われているのか、またその額は、県内ではどのような感じになっておりますか。

○社会・障がい者福祉課長

まず、民生委員は無報酬でございますけれども、活動に必要な経費に充てるための実費弁償として活動費が支給されております。令和5年度の1人当たりの支給額は、飯塚市からの謝礼金が年間3万6千円、福岡県からの活動費が6万1700円、福岡県社協からの費用弁償が3千円となっております。合計しますと年間10万700円となっております。なお、市からの謝礼金額につきましては、福岡市、北九州市を除いた県内27市の中で18番目となっております。

○光根委員

民生委員の欠員解消のために、飯塚市からの謝礼金、これを引き上げることについては、どうお考えですか。

○社会・障がい者福祉課長

謝礼金額の引上げも解消の一つの方法であると考えられますけれども、県内の調査では、昨年の改選時に引下げを行ったところは欠員が増えております。しかし、引上げを行ったところでは、その効果は欠員解消につながったところも増減なしのところもありまして、また欠員が増えたところもありました。また、本市の額よりも少ないところでも欠員がなく100%充足のところがあり、謝礼金額と充足率の相関関係は強くはないというふうに分けております。

○光根委員

では、今後、民生委員の欠員解消のために、どのような取組をお考えでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

民生委員児童委員は、その存在や活動内容の認知度が低いため、民生委員児童委員として活動されている方々が自らその周知のための活動を行われておりまして、民生委員の日には、ショッピングセンターでそろいのジャンパーをまとい、のぼりを立てて活動内容を周知するチラシやティッシュペーパーの配布を行っております。この活動については、民生委員児童委員協議会理事会で、令和6年度は1か所ではなく、手分けをして場所を増やそうという積極的な意見が出ておりまして、その方向で実施できるよう支援を行うことにしております。また、積極的に学校に出向いて、新入学予定者の説明会で、困ったことがあれば何でも相談していただ

るよう児童委員としての活動を説明しておられる地域もあります。民生委員児童委員はそれぞれの地域から選出される必要がありますので、元々自治会単位というものではないながら、これまでの経緯から、自治会の協力は必要不可欠なものですけれども、実際にその自治会が存在しない地域や、適任者を選出できない自治会もあることから、自治会以外からの選出も可能であることの周知や、欠員が多いところを優先して、地域で活動されているまちづくり協議会や地区社協などに対しても働きかけを行っていくことを考えております。もし、自治会に入っていないけれども、地域のために何かしたいという思いをお持ちの方などの情報ありましたら、教えていただきますと大変助かりますので、委員の皆様にも動画等でこのやりとりを御覧の皆様にもご協力お願いしたいと思っております。

○委員長

次に、113ページ、支援内容について、吉田委員の質疑を許します。

○吉田委員

それでは113ページの民生費、社会福祉費の避難行動要支援者の対策事業についてお伺いしたいと思います。まず、この支援の内容について詳細をお知らせください。

○高齢介護課長

平成25年6月の災害対策基本法の一部改正により、市町村に対し、要配慮者のうち、災害発生時の避難等に特に支援を要する方の名簿、避難行動要支援者名簿の作成が義務づけられました。その後、平成30年7月豪雨、令和元年台風第19号、令和2年7月豪雨など相次ぐ災害において、高齢者や障がい者が被害を受けていることを踏まえ、災害時の避難支援等を実効性のあるものとするため、令和3年5月の災害対策基本法の一部改正により、個別避難計画の作成が市町村の努力義務とされました。現在は、災害発生前や災害発生時に避難行動に特に支援を要する方に対して、早期に避難の判断ができるよう、名簿の情報により、本人や支援者に対して、電話で状況の確認と情報の提供を行っております。

○吉田委員

それでは、資料のほうの16ページに記載があります避難行動要支援者等対策事業費の増額が行われておりますが、この理由についてお尋ねします。

○高齢介護課長

避難行動要支援者名簿の新規調査対象者への調査方法を、現在までは地区の民生委員の方の訪問調査に頼っておったんですけど、来年度からは、この新規調査対象者につきまして、郵送による方法へと変更することから、通信運搬費を増額しております。

○吉田委員

今回新たに新規対象者に対しまして、いち早く調査を行うことは重要です。

次に、避難行動要支援者等管理システムについてお尋ねいたします。このシステムはいつから導入し、どのようなシステムで活用されているのでしょうか、お答えください。

○高齢介護課長

避難行動要支援者等管理システムは、令和4年10月より本稼働しております。避難行動要支援者等管理システムにより、名簿情報だけでなく、地図情報、避難に関する情報などを一元管理し、個別避難計画を作成し、適切に管理し、災害時の避難支援体制の強化を図るものです。

○吉田委員

それでは、どのように特に支援が必要な方への支援内容についてお尋ねしたいのですが、よろしく申し上げます。

○高齢介護課長

災害時、特に支援が必要な方につきましては、避難個別計画の作成を優先的に行っております。避難個別計画は、避難行動要支援者名簿に基づく要支援者への避難支援をより実効性のあるものとするため、要支援者ごとに、災害時の支援者、避難所への移動介助等を行う方のこと

になります。避難予定場所等あらかじめご用意いただき、自助、共助による早期の避難を円滑に行うことを可能とするだけでなく、行政とその情報を共有することで、取り残されることなく避難を完了するための計画であります。

○吉田委員

避難行動要支援者名簿及び個別避難計画の策定の状況について、また、個別計画策定における課題について、いかがお考えか、お知らせください。

○高齢介護課長

令和5年12月1日時点において、避難行動要支援者名簿への登録者は4972名で、そのうち個別避難計画作成者数は539人、約10.8%となっております。個別避難計画の作成に係る課題といたしましては、本市における要支援者に当たる要件の見直し及び個別避難計画を作成する際に必要となる避難支援者の確保が挙げられます。今年度、個別計画の策定が終了している方の事例を見ますと、近くにお住まいの親族の方や、自宅近くのご友人などが避難支援者として登録されている事例が多いのが現状となっております。親族の方やご友人などの避難支援者の確保が難しい方につきましては、民生委員、ヘルパーの方など、日頃より対象者との関係性を持つ方との協議・協力を行いながら、避難支援者の確保に努めてまいりたいと考えております。

○吉田委員

個別避難計画の策定の課題として、要支援者の確保が難しいと言われておりましたが、介護支援事業所等との連携について検討されていないのか、されているのか、お答えください。

○高齢介護課長

現在、福祉サービス事業者との連携につきましては、調整は行っておりませんが、先ほど課題として挙げた避難支援者の確保に係る連携や、早期避難の円滑化のため、短期入所先の事前調整に係る連携など、取りこぼしのない支援を行うためにも、介護支援事業所や訪問看護事業所などとの協力・連携は検討すべき事項であると認識しております。

○吉田委員

お答えいただきましたが、おっしゃるとおりだと思っております。避難行動要支援者の名簿登録者は4972名で、そのうち個別避難計画の作成者が539名と。避難行動要支援者の管理システムは、令和4年10月より本稼働して、個別避難計画をシステム化しているとのことですが、実際に避難する場合の同行する要支援者の確保が困難であることが課題と。有事の際、個別の避難場所の確保、それと実際在宅で、電動ベッドで生活されているような方が、指定避難場に行かれても、どのような対応ができるのでしょうか。具体的に場所を示し、避難場所、個別の避難場所を示し、安全に避難行動支援者が危険回避できるよう避難される個別の状態、個別の計画書を算定にするに当たり、その本人様の環境が分かる個別計画を日頃より関わりの深い居宅介護事業所のケアマネジャーさん、または日常の介護対象者の状態を把握しているヘルパーさん、個別に状況調査を行い、スピード感を持って事業を進めていただくことをお願いし、質問を終わります。

○委員長

同じく113ページ、その他の社会福祉総務費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうからは、学習支援事業についてお尋ねいたします。788万2千円が計上されていますが、この事業の内容について教えてください。

○生活支援課長

本事業は、生活習慣や学習環境に課題を抱えた生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもたちに、生活指導並びに学習支援を実施するとともに、日常生活や進路等についての助言、指導を行うものでございます。本事業に参加する子どもたちに居場所を提供し、成長過程にあ

る子どもたちの人格形成等をサポートするとともに、子どもたちの自立心を喚起することで、次世代への貧困の連鎖を防止することを目的としておりまして、対象の子どもたちに大学生等による学習支援と、生活指導員や調理員による生活指導及び食育等の支援を行っております。

○金子委員

対象者について少し詳しく聞きたいんですけども、対象者が、生活保護受給者世帯等を含む生活困窮者世帯と言っておりますけど、この生活困窮者世帯というのは、どのように把握されるか今分かりますか。

○生活支援課長

生活困窮者世帯をどのように把握しているかということですが、申込みがあった子どもさんについては受付をしておるんですが、申込みにあたって所得の調査とかそういったことまではやっております。ですので、学校等で就学援助の世帯等を把握されておりますので、そうした世帯に学力等の課題がある子どもさんがおられた場合に、事業の案内をしていただくようお願いもさせていただいて、また就学援助の教育委員会の申請窓口のほうにこの事業のポスターを張らせていただいております。

○金子委員

分かりました。では、この委託先はどこなのか、現状と来年度について教えてください。

○生活支援課長

本事業の対象者が小学4年生から中学3年生の子どもであり、子どもに特化した事業でありますことから、市内で児童クラブ等の運営に携わっているNPO法人飯塚市青少年健全育成会連絡協議会に、平成25年度の事業開始から本年度まで、毎年随意契約で委託をして事業を実施してまいりました。来年度以降の本事業の実施に関しましては、これまで旧穂波地区と二瀬地区の2か所で実施してきていたものを、来年度より庄内地区でも開催し、3か所での開催とする方針としたことに加えまして、近年、本市内外で類似の子どもの学習支援に取り組む団体も複数あらわれてきておりますことから、本年度中にプロポーザル方式による業者選考を行うこととして、業者選考を実施しました。その結果、来年度の受託業者は、情報機器やSNS等を活用し、独自の手法により、本市並びに県内外で広く学習支援事業に取り組まれており、NPO法人いるかに令和6年度から3か年の複数年契約で委託することが決定しております。

○金子委員

今年度までは青少健だったけれども、来年度からはNPO法人いるかになり、場所も今年度までは、旧穂波地区と二瀬地区の2か所だったものを、来年度からは庄内地区を増やし3か所になるという形ですよね。先ほど対象者は、生活保護受給者を含む生活困窮世帯の小学4年生から中学3年生までというふうに言われておりましたけれども、近年の参加の状況について、もう少し詳しく教えてください。

○生活支援課長

本事業の対象者は、生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯の小学4年生から中学3年生までの児童生徒を対象としております。近年の参加状況といたしましては、30名定員の会場が2か所で合計60名定員であることに対して、令和2年度が43名の参加登録、令和3年度が22名、令和4年度が26名、本年度が26名の参加登録となっております。コロナ禍以前は1会場20名弱の参加登録が安定的に確保できる状況となっておりまして、令和2年度の参加登録までは、同様の参加登録者がありましたが、それ以降、コロナ禍におきましては、本事業のような集合型の事業が緊急事態宣言発令の影響等で開催を見合わせざるを得なくなったことなどが影響して、参加登録者が減少し、その後、なかなか回復を見せない状況となっております。

○金子委員

コロナの前までは、1会場20名弱だったけれども、まだ、そのまま増えていないという状

況ですよ。では、この課題はどのように考えられているのか教えてください。

○生活支援課長

本事業の課題といたしましては、コロナ禍以降減少している参加者の確保ではと考えております。事業の対象者が生活保護受給世帯を含む生活困窮世帯でありますことから、広く一般に事業のPRをして、参加者を募ることができません。そのため、生活保護世帯へは、ケースワーカーが対象年齢の子どもを養育されている世帯を全戸訪問し、事業の説明と子どもの参加登録を呼びかけております。それ以外の生活困窮世帯への取組としましては、毎年、市内の小中学校に対し、事業の開催案内と学力等に課題を抱えた対象世帯への個別案内の協力依頼を行っております。また、教育委員会の就学援助支援窓口への本事業の参加募集のポスターの掲示など、参加者確保の取組を継続して実施しているところですが、残念ながらその効果が目に見えてあらわれておりません。これまでの取組も続けながら、参加者の確保に何が必要なのか、新たな手法についても考える必要を感じております。そのような中、本年度、二瀬地区で開催しております学習支援会場では、参加登録者がコロナ禍以前の20名にまで回復を見せております。その要因といたしましては、本学習支援に参加されたお子さんが、学校の友人に口コミで本事業の情報が伝わったことで、二瀬地区の会場における本年度の参加登録者が増加を見せているところです。このようなことから、本事業が参加される子どもたちにとって、居場所として魅力的な事業となるよう工夫をしていくことも必要であると考えております。次の受託業者と、そのことも含めて内容を協議し、事業を進めていくことで、参加者のさらなる確保を図っていきたいと考えております。

○金子委員

子どもたちというか、口コミで二瀬地区は回復に向かっているということで、少し安心しました。では、来年度の予算の積算内容について、概略を教えてください。また、来年度から開催場所が1か所増やして、庄内の3か所で行われるということになった理由について、もう少し詳しく教えてください。

○生活支援課長

本事業の経費といたしましては、来年度の予算として、783万2千円を計上させていただいております。概略としましては、学習支援や生活指導、調理などに従事していただく方への謝礼と、各会場の運営に直接必要となる消耗品費、通信運搬費や印刷代等の経費、また、参加者への保険料や管理運営費などを3会場分積み上げたものとなっております。来年度から開催場所を1か所増やして、3会場での開催としております理由としましては、このような事業を市内全域で広く実施していくことが理想でございますが、平成25年度の事業開始以来、参加者確保の取組を続けても、開催会場の定員を満たす状況となったことは、残念ながらございません。これまでの経緯で、1会場当たり参加登録人員が、多くても20名程度であることを考慮し、1会場の定員を20名として、会場を1か所増やすこと、これをもって全体の本事業の定員60名を満たすことを目指し、来年度以降、3年間の開催箇所を3か所とすることにいたしました。また、新たな開催場所の選定につきましては、一昨年に子どもを養育されている生活保護受給世帯を対象に、学習支援の利用意向のアンケートを調査した結果、旧庄内地区での利用希望が多かったことから、同地区での開催としていただいております。

○金子委員

このような子どもたちの居場所というのは本当に大切だと考えます。学習支援だけでなく、一つの居場所というふうに考えることが大切なのではないかなというふうに考えます。大人が考える居場所ではなく、当事者である子どもの声をしっかり聞いたことがあるのかなというふうに、少し疑問に感じました。しっかり子どもたちと話し合っ、また、委託団体と話し合った上で、今、子どもが何を考えているのか、子どもの声を聞く、まさに子どもの基本法にあるように、それをもとにつくり直していただければと思っております。どうぞよろしく願います。

たします。

○委員長

次に、同じく113ページ、その他の社会福祉総務費について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

次に、生活困窮者自立相談支援等事業について質問いたします。コロナ禍以降、世界的原油高などの影響もあって急激な物価高騰や、その状況の長期化が社会経済や人々の生活に大きな影響を与えております。中でも、生活に困窮された方々にとっては、非常に厳しい状況が続いていると思っておりますが、これらの生活に困窮された方々への支援が、生活困窮者自立支援事業であって、昨今は、その重要性が高まっているものと考えております。そこで、本市での相談実績等の現状について、お願いいたします。

○生活支援課長

本事業の新規相談受付件数は、令和3年度770件、令和4年度286件、本年度は1月末現在で199件でございます。コロナ禍においては、社会福祉協議会の生活福祉資金特例貸付けの支援を希望する方が殺到していたことで、相談件数が増加しておりましたが、これらの支援が収束したことで、現状では相談件数がコロナ禍以前の水準に戻ってきています。また、支援プラン作成件数は、令和3年度89件、令和4年度114件、令和5年度は1月末現在で116件となっております。コロナ禍の特例貸付け等の支援が収束したことで、相談件数も従前の状況に戻り、この事業本来の相談者への継続的な支援の実施に係る支援プランの作成件数が増加していることから、相談室の機能が有効に発揮できるようになってきているものと考えております。

○光根委員

いろんな相談があると思うんですけども、個別の相談に対しまして支援の成果はどのようになっていますか。

○生活支援課長

支援プラン作成後、個別に具体的な支援を行った結果、目標達成等の理由により支援終了に至った件数は、令和3年度49件、令和4年度83件、本年度は1月末現在で101件となっております。なお、全体の相談件数におきまして、一般就労や増収に結びついたものが、令和3年度21件、令和4年度44件、本年度は1月末現在で101件となっております。支援プラン作成後、最終的に生活保護に至った件数は、令和3年度5件、令和4年度13件、本年度は1月末現在で11件となっております。このような支援結果の内容から見ましても、本事業は生活に困窮された方々の第2のセーフティーネットとしての機能は十分に発揮できているものと考えております。

○光根委員

では、この相談事業の受託業者はどこになりますか。

○生活支援課長

本業務の委託先につきましては、契約年限ごとに公募型プロポーザル方式による業者選考を行っております。現在の受託業者は株式会社福岡ソフトウェアセンターでございまして、令和3年度から令和5年度までの3年契約となっております。また、今年度実施いたしました次期委託業者の選定におきましても、令和6年度から令和8年度までの3年契約の受託業者として、同事業所に委託することが決定しているところでございます。

○光根委員

では、生活困窮者自立支援制度におきまして、国等が示す目標値などはどうなっておりますか。

○生活支援課長

内閣府の経済財政諮問会議で決定されました新経済・財政再生計画改革工程表2023にお

いて、生活困窮者自立支援制度における成果指標が策定されております。これによりますと、飯塚市の人口規模では、新規相談受付件数が年間408件、プラン作成件数がその50%の204件というのが目標値となっております。

○光根委員

では最後に、その他の支援の現状と今後の見通しについてお聞かせください。

○生活支援課長

現在、生活自立支援相談室では、相談事業に加え、就労支援や家計改善支援、住宅確保給付金、就労準備支援など、生活に困窮された方からの幅広い相談を受け付け、支援を実施しております。困窮者の方々への相談事業では、その方が抱えられた悩みを詳しく聞き取りながら支援のプランを作成しておりますが、相談者の中には、自身の問題のみならず、その家族にも失業や引きこもりなどの様々な悩みを抱えた方が多くおられます。直接相談に来られた方への支援はもちろんのことですが、相談内容の聞き取りにおいては、そのご家族に関する悩みの有無についても注意を払いながら、支援対象者の発掘、それから潜在的に困窮状態となられている方々につきましても、自立へとつなげていくことができるようにしていきたいと考えております。

○委員長

同じく、113ページ、その他の社会福祉総務費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私は、重層的支援体制整備事業1896万2千円について、お尋ねいたします。まずはこの事業内容について教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

この事業は地域共生社会の実現の一つの手法としての事業でありまして、地域課題を抱える地域住民及びその世帯に対する既存の事業と地域住民等による支援を推進するために必要な環境を一体的かつ重層的に支援する事業であり、目的別に整理しますと、包括的相談支援事業、それから参加支援、地域づくりに向けた支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成の6つに分けられます。

○金子委員

この重層的支援体制整備事業、各自治体でもかなり進んでいるようにも思いますが、6つに分けられて考えられているということですが、令和6年度の予算について、中身がどうなっているのか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

この事業につきましては、令和5年度から準備事業を始めておりまして、令和6年度はあくまでも準備事業でございます。令和7年1月から包括的相談支援、多機関協働、支援プランの作成の部分を先行実施する予定でございますが、全体は令和7年度からの実施の予定です。令和6年度中には、特に現状の制度以外に新たな事業を行う予定ではありませんので、事業全体の準備・調整を行う社会福祉協議会の人件費及び事務経費が大半を占めております。

○金子委員

この事業は昨年度そして今年度が準備期間で、令和7年度から実施ということですよ。では、この事業を実施するためには、いろいろな地域の連携が必要だと思います。どのように進められているのか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

現在、高齢者支援の地域支援事業として各地域に社会福祉協議会が配置しております地域コーディネーターを核にいたしまして、地域の方々との協議を進めていくこととしております。この地域とは、まちづくり協議会、自治会、地区社協、ネットワーク委員会を初めとした既存の団体だけでなく、民生委員、福祉委員、民間の事業者やサークル活動なども含むものでござ

います。

○金子委員

かなりこの民間の方たちも一緒になってやらなくてはいけないというような事業になっていると思うんですけども、この内容については、各部署間も庁舎内で連携が必要になると思います。どのようにお考えなのかお示してください。

○社会・障がい者福祉課長

まず、この事業の根幹をなすものが、既存の福祉事業の連携による複雑化した目的を抱える世帯や個人への対応です。福祉各法に基づいて、高齢者には、地域包括支援センターの運営、障がい者には障がい者相談支援事業、子ども及び保護者には利用者支援事業、生活困窮者には自立相談支援事業を実施しておりますが、一つの世帯または個人でこれらの2つ以上の複合した問題に対応するため、これらに関わる相談機関がどこでも相談の受け付けを行い、必要な支援を行うために情報共有を行い、行政の関連部署職員や、必要に応じて参加を求めるサービス利用者や地域の方も参加した支援会議または重層的支援会議によってプランを作成して支援を行うこととなります。ただし、現在の福祉分野の各施策は全て重層的支援体制整備事業に変わってしまう、全ての問題に対して連携が必要というわけではなく、単独の事業で解決している大半のケースにつきましては、従来どおり個別の既存事業による対応が継続されます。また、福祉部以外の他の施策でも、それぞれの分野で地域共生社会を目指す施策があります。まず優先してそれぞれの内容を確立する必要があると思いますが、それぞれが補完し合えるように連携をとりながら進めていく必要があると考えております。

○金子委員

今、既存のものは一つでもやれるものは一つでやって、連携しなくてはいけないのはやっていく。そしてまた地域の力も借りてやっていくという、簡単に言ったらそういうことだと思うんですけど、それを整理するのが大変なんではないかなというふうに私は思いますけど、現在どのように進捗しているのか教えてください。

○社会・障がい者福祉課長

この事業の開始のために、令和4年度に福祉部内にワーキンググループを立ち上げまして、本年度から令和6年度までの2年間を準備期間として、社会福祉協議会への準備事業の委託と、ワーキンググループに社会福祉協議会を加えた庁内調整会議を毎月開催して、方向性、進捗の確認を行っております。この調整会議の中で、先行して実施している糸島市への視察、久留米市とのウェブ形式での研修を実施しております。また、先行実施する包括的相談支援、多機関協働、支援プランの作成に対応するために、地域の資源マップを作成し、4つの相談機関、多機関共同事業者である社会福祉協議会と関係部署による模擬の支援会議と、支援会議の案件を事前に整理する仕組みを整えました。並行して、現在高齢者支援の地域支援事業として各地域に社会福祉協議会が配置しております地域コーディネーターを核にいたしまして、地域の方々との協議を進めていくことにしております。実施する手順や内容は、最初からこれありきと固めてしまうのではなく、実際に調整を行いながら、柔軟に対応しつつ進めており、この進捗を踏まえて、秋頃に、実施計画案を地域福祉推進協議会に提示し、年度末までに計画を策定する予定としております。

○金子委員

様々な、いろんな問題を抱えている方、例えば65歳以上の高齢者でひとり暮らしの女性で貧困を抱える方は約4割いらっしゃる。また、ひとり親家庭での貧困率は約5割と言われている。子どもがいては7人に1人が貧困と言われている世の中です。飯塚もこれがどのようになっているかまで私もちょっと調べおおせてはおりませんが、しっかり調査しなくてはいけないと思います。ここに女性の貧困がかなり関わっているということもしっかり考えていただきたい。

そしてもう一つ提案したいのは、地域の方を巻き込んでというようなサークルの方とか、かなり地域の方が関わることになると思います。そのときの報酬というか、そこもしっかり考えていただきたいというふうにいつも思うんです。話合いのときには、こういう正職員の方、市役所の方、社会福祉協議会の方はしっかり報酬がある。出張に行ってもしっかり報酬がある。しかし、そこに関わる一般市民の方が入っていかなくてはいけないときに、その方たちの時間や、交通費などが計上されてないままに動くことが私は大変懸念しております。先ほど、しっかり柔軟に考えてこれありきと固めてしまうのではなく、実際に調整しながらというふうにはおっしゃいました。地域の方のボランティア、無償ボランティアに頼るだけではなく、しっかりとその保障もしていただくような体制づくりをよろしく願いいたします。

○委員長

同じく113ページ、その他の社会福祉総務費について、田中英美委員の質疑を許します。

○田中英美委員

113ページ、その他の社会福祉総務費の社会福祉協議会について、補助金について質問をいたします。まず社会福祉協議会の補助金の交付の根拠について、この件につきまして、もう何回か質問をさせていただいたところでございますけれども、明確な回答を、理解できる回答でなかったかなという思いがいたしております。まず、社会福祉協会に高額な補助金を交付しているが、社会福祉協議会の位置づけ、またどのように理解してあるかお尋ねいたします。

○社会・障がい者福祉課長

社会福祉協議会に対する補助金ですけれども、これは社会福祉法の第58条第1項の規定に基づいております。飯塚市社会福祉法人の助成手続に関する条例施行規則第2条第2項に定める事業として、社会福祉協議会の法人運営事業及び社会福祉協議会が実施する事業を対象事業としており、社協が実施する事業としては、交付要綱によりボランティアセンター事業、権利擁護事業、そのほか市長が特に必要と認める事業と規定しております。

○田中英美委員

自分が質問したのは、課長がどのように補助金を交付する担当者として社会福祉協議会の位置づけ、今のは補助金の交付の手続に関する条項をそのまま読まれたわけですけど、社会福祉協議会の位置づけをどのように理解してあるのかお聞きしております。

○社会・障がい者福祉課長

社会福祉協議会というのは地域の社会福祉事業を実施するところでございます。特に社会福祉法人であって、なおかつ、市町村に近い存在であるというふうに認識しております。

○田中英美委員

私は、社会福祉協議会は、市が行う福祉事業の補完的な役割、また市と連携して地域住民の福祉に関する事業を行うものだというふうに思っております。したがって補助金の交付については、何ら問題ないのではという思いがいたしておりますところでございますけれども、ただ補助金額について、根拠、使途を明確にすべきではないかということで質問させていただいております。要するに、平成20年に2250万円と、平成21年度に4千万円と、平成22年度で5千万円、平成23年度5500万円と、十数年間にわたって、全く同じ金額の5500万円の補助金として、現在も交付をされておるところであります。それで十数年の間には、いろんな状況の変化、また内容の変化もあっているのではないかという思いがいたしておりますところでございます。そうした中においても補助金の積算の根拠を今言われたような、ボランティアをどうのこうのということを言ってありますけれども、やはりきちんと理解してほしいという思いでございます。内容的には気がかりな面もありますが、今日まで平成23年の交付額をそのままというのはいかがなものかなという思いを持っておるところでございます。したがって、補助金の積算の根拠及び補助金の使途について、十分内容を検討していただくことを要望して、質問を終わります。回答は要りません。

○委員長

次に115ページ、その他の高齢者福祉費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

115ページ、高齢者福祉費、その他の高齢者福祉費の敬老祝品支給事業について、事業の概要についてお尋ねをいたします。

○高齢介護課長

高齢者に対して長寿を祝い、長年の功績に感謝するため、節目に当たる77歳、88歳、99歳、100歳、101歳以上の方を対象として、カタログギフトを送付し、商品の中から好きな品物を選んで頂き、祝品を贈呈しており、満100歳の方には祝状、額縁の祝状をあわせて贈呈しております。

○藤堂委員

77、88、99、100、101歳以上の方と、まあ1点、99と100歳はがっちゃんこしてもいいのかなと思っております。今回予算が増額となっておりますが、増額の理由についてお尋ねをいたします。

○高齢介護課長

主な増額の要因といたしましては、対象見込み数が令和5年度当初の2822人に比べ、令和6年度当初では3204人と382人の増によるものでございます。

○藤堂委員

それでは、今後の対象者の見込みについてお尋ねをいたします。

○高齢介護課長

今後の対象者の見込みですが、令和6年3月時点でのその時点での対象の見込みということになりますが、令和6年度につきましては3093人、令和7年度が3443人、令和8年度が3500人という見込みを持っております。

○藤堂委員

すみません、最後に要望させていただきます。決算のときも質疑させていただきましたが、改めてここでさせていただきます。私としては長寿に敬意はあらわしておりますが、答弁にもございましたが該当者は年々増えていくというところ、どこかでピークアウトするとは思いますが、このままの事業が進めば、当然予算も増えていくのではないかなと思っております。自治体として、誕生日におめでとうございませうと、プレゼントしているというところだけを考えると、いろいろ予算とか、今後の財政とか、考えていくと、まだまだ飯塚市余裕があるのかなと、僕としては思っています。せっきゃく4千万円近くのお金を使うのであれば、フレイル予防だったりに使って、健康寿命の延伸とかに充てていただければなというところを1点思うところがございます。いきなり廃止となればハレーションを生むと思いますので、年齢の変更であったり、祝品の物の変更であったり、ぜひ制度の見直しをいま一度ご検討頂ければと思います。

○委員長

次に、116ページ、その他の高齢者福祉について、光根委員の質疑を許します。

○光根委員

116ページです。高齢者モバイル端末機器取得奨励補助金についてお尋ねいたします。事業の概要及び目的についてお尋ねいたします。

○高齢介護課長

飯塚市内に住民票がある65歳以上の方を対象として、初めてスマートフォンを購入し、通信契約を行った場合や、フューチャーフォン、3Gガラケーからスマートフォンへの買換えをし、引き続き通信契約を継続する場合に、その費用の一部を助成するもので、助成金額は1人当たり2万円となっております。対象条件を付すことで、高齢者の情報収集能力の向上や、安

全確保ができる環境整備を目的としております。

○光根委員

次に、実績についてお尋ねいたします。

○高齢介護課長

令和4年9月より事業を実施し、令和4年度は274名、今年度、令和5年度は2月末現在であります。97名に交付を行っております。

○光根委員

事業費が1千万円から400万円に、半分以下になっておりますけれども、1年半ということですが、これは今後縮小されていく方向であると認識してよろしいのでしょうか。

○高齢介護課長

事業費につきましては、実際対象人数といいますか、実績から求めて人数を減らすだけであって、将来的には今後ずっとこう縮小していくというか、今のところそういうところではなくて、実績に基づいた減となっております。

○光根委員

事業の概要で述べられておりました対象条件についてお尋ねいたします。

○高齢介護課長

まず、先ほど言いました飯塚市内に住民票がある65歳以上の方で、市民税の滞納がない方、令和6年4月1日以降に初めてスマートフォンを購入し、通信契約を行う方としております。3Gガラケーからの乗換えも対象ですが、4Gガラケーからの乗換えには対象外となっております。その他の条件としまして、市が定めるデジタル端末活用のための教室を受講された方、市SNSと福岡県防災メールまもるくんを登録を頂ける方、前年度に同補助金の交付を受けたことがない方としております。

○光根委員

事業費が下がっているのが実績によってということで、まだまだ周知が十分にされていないのではないかと思えます。知っていればやったのにという方もおられるのではないかと思えますので、周知のほうを十分によろしく願いいたします。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 15:49

再 開 16:01

委員会を再開いたします。

次に、117ページ、障がい者福祉事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうからは、ふれあいのあるまちづくり推進事業について、お尋ねいたします。まず、この事業内容について説明をお願いします。

○社会・障がい者福祉課長

この事業は障がい者を含む市民の交流の場、障がい者問題等に関する啓発・広報や健康づくりに関する情報提供の場として、飯塚市社会福祉協議会や関係団体等と連携して、みんなの健康福祉の集いを開催しております。事業の概要につきましては、福祉団体等による作品展示、バザー、ステージイベント等を実施するもので、運営につきましては、障がい当事者団体、ボランティア団体、民生委員等の福祉関係者、福祉関係施設等の代表者などで実行委員会をつくり、実施内容を協議し開催しております。令和5年度につきましては、飯塚市役所正面駐車場で実施し、入場者は3千人、参加協力団体は、健康展の協賛団体も含め、97団体となっております。

○金子委員

これは社会福祉協議会や各関係団体と連携して、みんなの健康福祉の集いに関わるもの、298万7千円が計上されているということです。

では、今年度、第4期障がい者計画が立てられますが、その基本理念として、障がいのある人もない人もともに生き生きと暮らせる共生のまちづくりが掲げられております。そして、その基本目標の中に、3つ目、障がい者の自立と社会参加の促進がございます。企業や学校、地域社会等の様々な関係機関団体と協働しながら、全ての障がい者が自らの選択によって就労や余暇活動等のあらゆる社会活動に積極的に参加できるよう、障がい者の性別、年齢、障がいの特性及びニーズに応じた支援の充実に取り組みますというふうに書いてあります。

私は、福祉の集いは、まさにこの障がい者当事者が参加できる格好の機会になるのではないかと考えますが、この事業で障がいのある人の参加・参画についてはどのように考えているのか、お示してください。

○社会・障がい者福祉課長

まず事業の運営につきましては、実行委員会をつくりまして、全参加団体の方に携わってもらっており、当事者団体や当事者の方の意見をお聞きし、運営できるよう努めております。今後も実行委員会の皆様の意見を聞きながら、参加される団体の方々や障がいのある人の参加・参画しやすい環境を整えていかなければならないと考えております。

また、2月に実施しました令和5年度の当事業の反省会後に、来年度に向けて事業に関して、開催場所のアンケートとあわせ、新たに実施してみたいことはありませんかという項目で意見等も伺っておりますので、障がいのある方を含め、参加団体の皆様の意見に耳を傾け、障がいのある人の参加が促進できるように努めてまいりたいと考えております。

○金子委員

私もこのイベントには参加していますがけれども、まだまだこの当事者団体や当事者本人の参加、さらに言えば、参画は全く進んでないのではないかなと感じることがあります。入っても、障がいのある人というよりは、支援団体が運営しているような印象を、私はやはり受けてしまいます。ぜひ、障がいのある人が生き生きと参加できるような、福祉の集いにしていただきますよう、どうぞよろしく願いいたします。

○委員長

117ページ、障がい者福祉事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

今度は、障がい当事者団体等活動補助事業費について、お尋ねいたします。189万7千円が計上されています。これは私がずっと尋ねている事業なんですけれども、そもそもこの障がい者当事者団体への補助金の現在の状況について、お答えください。

○社会・障がい者福祉課長

この件につきましては、今までずっと対象も、金額も特に変わっておりません。飯塚市障がい者当事者団体等活動補助金要綱に従って、現在は飯塚市身体障害者福祉協会、飯塚市手をつなぐ親の会、嘉飯山地区精神障害者家族会の3団体に、合わせて189万7千円の補助をいたしております。

○金子委員

これも要綱にこの3団体しか掲載されていないので、その3団体に補助しているということでした。これも先ほどの民生委員、推薦に関しての委員会の報酬についてと同じですけれども、もう少しきちんと要綱や法律を調べればできるのではないかと思います。要綱がそもそも189万7千円だったからそのままずっとやっているような事業だったので、ぜひ今、そのままになっていたんだけど、今は多くの障がいのある人たちが関わってきて、前と変わってきていると思うんですね。ですから、こういう3団体にずっと活動していただいている方は大変大事な団体だと思いますけれども、今後様々な団体が自由に活動できるような、そういう考え

方にしていただけるように要望したいと思いますけれども、今後の当事者団体への補助金についてはどのようにお考えになるのか、お示してください。

○社会・障がい者福祉課長

当事者団体への活動補助金につきましては、障がい者当事者団体が補助金により団体の活動を活発化し、障がいのある方の社会参加と自立の促進が図れるよう制度の見直しを予定しているところでございます。令和6年4月から6月頃に新たな要綱素案を作成した上で、当事者団体の方々に意見をお聞きし、令和7年度予算に向けて新たな要綱を制定していきたいと考えております。

○委員長

次に、同じく117ページ、障がい者福祉事業費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

続きまして、保育所等訪問支援事業について1415万円が計上されています。この内容についてお示してください。

○社会・障がい者福祉課長

保育所等訪問支援は、保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校などに通う障がい児について、その児童が通っている場所に保育所等訪問支援事業所が訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行うものです。

○金子委員

名称が保育所等と書いてありますがけれども、実際には保育所以外にも支援ができるような事業ということですね。では、この利用の実績について伺います。

○社会・障がい者福祉課長

保育所等訪問支援の実利用人数でございますけれども、令和2年度は利用者なし、令和3年度は12人、令和4年度には24人となっております。また、延べ利用人数は、令和3年度が39人、令和4年度が112人となっております。また、通学・通園されている保育所等の内訳としまして、令和6年1月末現在の実利用者28人のうち、公立保育所等が4人、私立保育所等が10人、市立小学校が10人、特別支援学校の小学部が1人、特別支援学校の中学部は1人となっております。

保育所等訪問支援を提供する事業所は、各年度4月1日の数値になりますが、令和2年度が2事業所、令和3年度は3事業所、令和4年度が6事業所となっており、事業所のほうも増加しております。

○金子委員

増加しているのが、利用者人数も多くなっているし、提供する事業所も多くなっているのので、事業の実績が伸びていることが分かりました。

では今後どのような取組をお考えなのか、お示してください。

○社会・障がい者福祉課長

飯塚市、嘉麻市、桂川町で、飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワークに子ども部会を設置し、個別案件の検討等を通じて、地域の課題の把握・分析しながら、支援体制の充実と地域の障がい児支援の質の向上に取り組んでおります。今後は、地域のインクルージョンを推進するために、教育、保健等関係機関に子ども会への参画を要請し、連携体制を構築する取組を進めてまいります。

○金子委員

先日、飯塚市内の特別支援学級の状況を聞きましたところ、残念ながら特別支援学級の先生方が臨時免許を持って頑張っておられるという話も聞きました。特別支援学級に通う子どもたち、またその保育所にいる子どもたちは、特に専門性の必要な子どもたちだと思います。ぜひ、この保育所等訪問支援事業を生かしながら、保育所はもちろんのこと、小学校、中学校でこの

事業が多く利用されるように取組を進めていただきますよう、よろしく願いいたします。

○委員長

次に、119ページ、障がい者自立支援事業費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書の119ページ、概要書の18ページ、社会福祉費、障がい者福祉費、移動支援事業費について、ご質問させていただきます。移動支援事業費については、250万円ほど減額となっていますが、福祉タクシーの補助金の現状と減額理由を説明してください。

○社会・障がい者福祉課長

この補助金は、在宅の重度障がい者のタクシー利用料金を一部助成することにより、日常生活の利便と社会活動の範囲の拡大を図るものでございます。交付対象者は、市民税非課税世帯の在宅の障がい者のうち、身体障害者手帳1級、それから視覚、下肢、体幹障がいのいずれかが2級の交付を受けている方、療育手帳Aの交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方、また、身体障害者手帳1級以外で人工透析による治療を受けている方は通院証明書の提出により交付対象となります。

次に、助成内容につきましては、福祉タクシー利用券を月4枚、年間48枚交付しまして、利用券1枚の助成額は小型タクシーの初乗りにかかる運賃の額となります。

予算の減につきましては、減額250万円のうち、福祉タクシー補助金に関する予算の減額は41万7千円の減となっております。

積算としましては、固定支出ではなく、利用状況による変動する支出であるため、積算根拠、年間利用見込み枚数に1枚当たりの補助金700円を乗じることにより積算をしております。

本年度予算につきましては、3か年の平均1万9968枚を年間見込み交付枚数とし、これに見込みの利用率59.36%を乗じた1万1854枚を年間見込み利用者枚数として積算しております。比べて昨年度予算につきましては、過去3年間の平均2万972枚を年間見込み交付枚数とし、これに見込み利用率59.36%を乗じた枚数1万2449枚を年間見込み利用者枚数として積算しており、年間見込み利用者枚数が595枚の減となっているため、41万7千円の減額となっております。

○赤尾委員

積算の仕方として、過去3年の利用実績を、3か年の平均を出して、これに見込み利用率の59.36%を乗じ、それにタクシーの初乗り運賃の700円を掛けて算出されると。

この見込み率の59.36%、これはどうやって求めるのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

これは実際の利用の請求が上がってきますので、請求額から割り出すとそのような値となります。

○赤尾委員

それでは、福祉タクシー補助金の支給先と支給方法を説明してください。

○社会・障がい者福祉課長

補助金の支給先につきましては、福祉タクシー利用券の利用を受けたタクシー事業者等でございます。市と協定を締結している飯塚旅客協同組合に加入の法人のタクシー並びに一般乗用旅客事業所、運送事業の許可を受けたもので、市が認めた事業者で、現在は17者と協定を締結しております。支給方法につきましては、1月ごとに利用された福祉タクシー券が事業所より請求書とともに市に提出されます。市では、請求額と使用された福祉タクシー券の利用枚数を確認後、事業所へ支払いを行っております。

○赤尾委員

福祉タクシー補助金への枚数の増加等の要望への対応はどのように考えているのでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

毎年度、福祉タクシー利用券の発行時に利用される障がい者の方にアンケートを行いまして、利用目的や満足度、要望等の利用者の声を聞き、実施の参考とさせていただいております。今年度のアンケート集計では、交付枚数の増や助成額の増の要望も頂いております。利用枚数の増につきましては、平成26年に利用者の皆様の声により、年間36枚から48枚へ枚数を増加しておりますが、今後につきましても、利用者の皆様に使いやすい制度になるよう分析・研究して対応してまいります。

○赤尾委員

利用者の満足度とか、要望等アンケートを年1回行っているということで、声が聞ける。逆にタクシー事業者からの要望とか何かございますか。

○社会・障がい者福祉課長

今のところ事業所のほうからは何もあっておりません。

○赤尾委員

最後に要望になります。利用券の交付枚数は減少傾向であります。障がい者の方にとっては貴重な交通手段であります。アンケート調査も毎年実施されているようですので、その調査結果をしっかりと調査研究していただきまして、本事業をより充実させていただくことを要望しまして質問を終わります。

○委員長

次に、123ページ、保育士確保事業対策費について、藤堂委員の質疑を許します。

○藤堂委員

123ページ、児童福祉費、保育士確保対策事業の生活資金貸付事業の事業内容について、お尋ねをいたします。

○保育課長

生活資金貸付事業につきましては、保育士養成施設を卒業後2年以内に市内の私立保育所等に常勤保育士として新規採用され、常勤保育士として業務に従事する方に対し、生活を援助するための資金を貸し付ける事業でございます。貸付金額につきましては、最大3年間で、採用1年目は月額2万円、採用2年目は月額1万5千円、採用3年目は月額1万円で、5年間勤務すると返還が全額免除となります。

○藤堂委員

次に、本事業の貸付件数についてもお尋ねいたします。

○保育課長

生活資金貸付事業の貸付件数につきましては、平成29年度から開始しておりまして、平成29年度が5件、平成30年度が7件、令和元年度が10件、令和2年度が10件、令和3年度が7件、令和4年度が6件で、合計45件となっております。

○藤堂委員

保育士確保対策事業の中で、保育現場の意見を頂きまして、当事業がちょっと使いにくいという声をお聞きしました。貸付けに関して、ほかの形態は考えられていますでしょうか。

○保育課長

貸付事業の利用者及び返還に至った方に対しましては、アンケートを実施し、一定の評価を行っておりますので、貸付事業につきましては継続していくこととしておりますが、今、利用しづらいという声を頂いているとのことですので、今後はその理由を把握し、ニーズに合った事業を展開できるよう検討してまいりたいと考えております。

○藤堂委員

最後、要望にはなりますが、使っていない事業者さんではなくて、現に使っている事業者さんの声ということで、今後もしかしたら今の形が最善かもしれませんけれども、また現場の声を聞いて考えていただければと思います。

また1点、保育士さんの確保対策についてなんですけれども、現在、実施している事業に加えて、リクルートに関して研究していただいて、効果的な事業の実施について検討していただければと思います。公も民間も保育士さんが今足りていないという状況だと思いますので、そこら辺も調査研究をしていただければと思います。

近くの近畿の短大の卒業生の方が必ずしも飯塚の保育所に来てくれるわけではないという状況だと思いますので、地元の大学への積極的なリクルートもぜひ要望いたします。

○委員長

次に、125ページ、その他の児童福祉総務費について、吉松委員の質疑を許します。

○吉松委員

ヤングケアラー世帯の日常生活支援事業委託料についてお尋ねいたします。ヤングケアラーとは法令による定義はありませんが、こども家庭庁では、一般に本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どものことで、その責任の重さにより、学業や友人関係などに影響が出てしまう子どものことをヤングケアラーと言っているわけですが、そのヤングケアラーの日常生活支援の内容について、具体的にはどういったことを実施しているのか、お答えください。

○子育て支援課長

日常生活支援の内容としましては、掃除、洗濯、買物、料理等の家事、兄弟児の世話や保育、高齢者、障がい者等の家族の介護として食事、排せつの介助、衣類やシーツの交換、見守り等となっております。

○吉松委員

この事業の委託先及び今後の委託先についてお答えください。

○子育て支援課長

現在の委託先につきましては、公益社団法人飯塚市シルバー人材センター、一般社団法人家庭教育研究機構、社会福祉法人飯塚市社会福祉協議会の3事業者に委託しておりまして、今後につきましても委託していく予定としております。

○吉松委員

ヤングケアラー日常生活支援、この事業の実績についてはどうなっているのでしょうか。

○子育て支援課長

令和6年1月末現在でございますけれども、支援を行っている世帯は3世帯となっております。事業者ごとの実績につきましては、飯塚市シルバー人材センターが2世帯で16回の支援を行っております。家庭教育研究機構が1世帯で22回の支援を現在行っているところでございます。

○吉松委員

支援世帯というのが3世帯ということでありましてけれども、文部科学省と厚生労働省が令和3年3月に公表したヤングケアラーの実態に関する調査結果によれば、中学2年生の約17人に1人がヤングケアラーであるということが報告されております。この数字からすると、今、本市が行っている支援の世帯が3世帯というのは少ないと感じざるを得ません。そこで、潜在的なヤングケアラーについて、もっと実態把握をするべきではないかと思っております。どこかでSOSを発信している子どもがいるかもしれません。いるなら、見逃さないように綿密な調査をしっかりと行っていただきまして、この予算が膨れることもやぶさかではないということをよくお願いして、質問を終わります。

○委員長

次に、同じく125ページ、その他の児童福祉総務費について、赤尾委員の質疑を許します。

○赤尾委員

予算書125ページ、概要書20ページ、児童福祉費、児童福祉総務費、子ども家庭総合支

援についてお尋ねします。現在の本市における児童等に対する必要な支援を行う体制としては、子育て世代包括支援センターと子ども家庭総合支援拠点が連携して、支援を実施していることと思いますが、児童福祉法の改正により、新たにこども家庭センターを市町村に設置する動きがあることと思います。従来の子ども家庭総合支援拠点と、こども家庭センターの違いについてお尋ねします。

○子育て支援課長

子ども家庭総合支援拠点は、全ての子どもとその家庭や妊産婦を対象に、その福祉に関して必要な支援に係る業務全般を行う機能を持つ組織で、本市におきましては、令和4年4月1日に設置し、支援を実施しております。子ども家庭総合支援拠点には、子ども家庭支援員3名、虐待対応専門員4名、母子父子支援員2名、専門職員である心理担当支援員1名、弁護士1名、医師1名、さらに児童福祉士である児童相談所OBのスーパーバイザー1名を委託により配置して、支援を実施しております。

ご質問のありました令和6年4月1日施行の改正児童福祉法による体制の変更につきましては、母子保健福祉部門の子育て世代包括支援センターと、ご質問の児童福祉部門である子ども家庭総合支援拠点の各々の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世代、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、こども家庭センターを設置するよう求められているものでございます。この法改正に対応して、本市においても令和6年4月からこども家庭センターを設置する予定としております。

○赤尾委員

それでは、こども家庭センターという新たな体制になることによって、強化される取組などがあるのか、お尋ねします。

○子育て支援課長

令和6年度にこども家庭センターを設置することに伴いまして、マネジメントの責任者として、センター長の配置とあわせ、母子保健機能及び児童福祉機能が適切に連携・協力できるよう、双方の業務について十分な知識を有する統括支援員を配置し、妊産婦や子どもに対する一体的支援を実施してまいります。また、令和5年度から実施しておりましたヤングケアラーに対する支援体制についても統合を図りまして、効果的な支援につなげる予定としております。さらに、相談体制の強化を図るためのシステム導入や国が求めておりますサポートプランの作成による支援策の強化に向けた支援員の増強など、適切に対応していきたいと考えております。

○赤尾委員

虐待通告の件数が全国的に増加していく中で、支援体制を強化していくことは大変重要であると考えています。本市においては、国の児童福祉法改正にも適切に対応いただき、こども家庭センターを設置する中で、国が求めるサポートプラン作成等の取組だけでなく、後ほど質疑が行われる中で具体的な内容をお示しいただくことになると思いますが、システムの導入なども予定されていることが分かりましたので、今後も支援体制の充実を図っていただくことを要望しまして、この質問を終わります。

○委員長

次に、同じく125ページ、その他の児童福祉総務費について石川委員の質疑を許します。

○石川委員

125ページ、その他の児童福祉総務費、こどもの権利擁護啓発委託の事業内容について、お尋ねします。

○子育て支援課長

児童福祉法等に規定されている子どもの権利擁護強化を図り、いじめ、体罰や虐待など、子ども自身が嫌なことは嫌と言える、意思表示ができるようになるといった、子どもが自身を守るための権利を大人に発信できる力を養うことや、職員の子ども権利擁護に関する対応力の強

化などを目的として、子どもへの暴力防止プログラムの実施に関する業務を委託により実施するものでございます。令和6年度は、公立保育所5園の3歳から5歳児の子どもや先生方を対象にワークショップ形式で開催する予定としております。委託料の予算としましては、101万3千円を計上しているところでございます。

○石川委員

委託先については、どのような団体や事業者を予定しているのか、お尋ねします。

○子育て支援課長

現在、近隣自治体で子どもの暴力防止プログラムを実施している団体に委託することを想定しております。事業者の選定につきましては、予算が議決された後に、仕様を固めた上で、入札によって事業者を選定する予定としておるところでございます。

○石川委員

子どもへの暴力防止プログラムですよね。公立保育所5園と3歳児から5歳児の子どもと先生を対象にワークショップを開催するプログラムということで、こちらは対象を公立保育所に限定している理由と、保護者を対象としていない理由についてお尋ねします。

○子育て支援課長

本事業で実施する予定としております子どもへの虐待防止プログラムにつきましては、様々な年齢層を対象としており、就学前の児童から小中学生、高校生を対象としたものがございます。本プログラムを実施している先進自治体への視察や、プログラムを提供している団体へのヒアリング等を通して、就学前の児童を対象とするものが最も効果が高いとのご意見をいただきました。

また、ヒアリングの中で、子どもの意見表明を促すことや、子どもの様子を家庭以外で最も近くで見ている先生方の気づく力を高めることを重視しているとの意見をいただきましたので、保護者を対象としたプログラムにつきましては、想定をしておりません。令和6年度につきましては、今後の効果検証も含めて、公立の保育所から実施し、成果等も見ながら、今後の方向性を検討していきたいと考えております。

○石川委員

保護者には、このプログラム、まだ考えられていないということですがけれども、このプログラム、この実施予定のプログラム、人権意識を育む子ども自身が自分の権利について学べるとてもいい機会だと思います。公立保育園だけでなく、私立の保育園や幼稚園、小学校へ広げていっていただきたいと思います。全ての子どもたちに自分の権利を学べる機会を与えていただきたい、こちらを要望して質問を終わります。

○委員長

次に、同じく125ページ、その他の児童福祉総務費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

私のほうからは、通話音声分析・モニタリングシステム構築委託料について、まずお聞きいたします。220万円が計上されていると思いますが、それについてお尋ねいたします。

○子育て支援課長

近年、児童虐待に係る相談件数が増加しており、本市も例外ではございません。この相談件数の増加に対応し、電話の相談対応力を強化することを目的として、通話音声分析・モニタリングシステムを構築する委託料を予算計上しているものでございます。

システムの特徴としましては、電話対応中の音声をパソコン画面にリアルタイムに文字表示する機能や、虐待、リストカットなど、注意が必要な言葉が出ると自動で検知し、ハイライト表示する重点ワードのアラート機能により、相談に対応する職員の注意を喚起する機能がございます。また、電話での相談中に記録をとることに気をとられることなく、対応に集中できる通話内容の自動記録機能や、相談対応を支援するため、マニュアルの閲覧、視聴ができるナレ

ッジ機能がございます。

○金子委員

人の力だけでなく、こういうデジタル的なものでしっかりと虐待に気付けるというのは大変いいことだと思いますが、委託先について、どのような事業所を予定しているのか、分かればお尋ねいたします。

○子育て支援課長

民間事業者のアイデアを生かし、より効果的なシステム導入を図るため、プロポーザル方式による事業者の選定を行う予定としております。

○金子委員

しっかりとこの分析、よろしく願いいたします。

続きまして、子どもの権利擁護啓発委託料に関してですが、先ほど石川委員が述べられておりましたが、私は要望のみでお伝えさせていただきます。

これに関しましては、子どもの虐待予防には大変有効かと思えます。そのためには、子どもがまず自分の権利を知ることはもちろんのこと、周りにいる大人が子どもの権利、そして自分の権利も分かることも大切だと思います。保護者が暴力を振るう側になってしまうことも多々あります。それを防止するためにも、ぜひ保護者にも広げていただきたいし、ぜひ公立保育園だけでなく、小学校や、まずは私立保育園に広げていただきたいと思えます。そして小学校、何度も何度も学習することが効果的だと思いますので、予算の問題等はあると思えますけれども、しっかりと計上していただきますよう要望いたします。

○委員長

次に、同じく125ページ、その他の児童福祉総務費について、金子委員の質疑を許します。

○金子委員

子どもの居場所づくり支援事業についてお尋ねいたします。77万円が計上されておりますが、この内容についてお尋ねいたします。

○子育て支援課長

子どもの居場所づくり支援事業につきましては、子どもの居場所づくりとして子ども食堂や学習支援を行おうとする団体に対し、2つの事業を実施しております。先ほどの77万円の部分につきましては、子どもの居場所の立ち上げや運営のための情報提供、助言、相談等の支援を行うコーディネーターの配置でございます。こちらにつきましては、福岡市等で実績のある事業者へ委託し、子どもの居場所づくりを推進する取組を実施しております。あわせて子どもの居場所を開設したり、拡充したりするための経費及び運営に関する経費の補助を行っております。補助金につきましては、開設や拡充に関する経費につきましては、1団体当たり20万円、運営につきましては1回当たり1万円、ただし24万円を上限として、子ども食堂の補助をいたしているところでございます。

○金子委員

コーディネーター料で77万円。また、子どもの居場所づくり支援事業として295万5千円ということですね。分かりました。

では、現在の状況についてお尋ねいたします。

○子育て支援課長

先ほどの補助金の実績から申し上げますと、令和4年度が5団体に対しまして、開設、拡充分と運営分を合わせて88万3千円の補助金交付を行っております。また、令和5年度につきましては、令和6年2月までの申請ベースでございますけれども、4団体から開設、拡充分と運営分を合わせまして101万2千円の申請を受け付けております。

○金子委員

令和4年度が5団体、そして令和6年2月までの申請ベースが4団体ということで、1団体

減っているという認識でいいですか。大変これは少ないなというふうなのが私の実感なんですけれども、なぜこれがこういうふうになのか、課題、また今後の見通しについてお尋ねいたします。

○子育て支援課長

本事業につきましては、令和4年度から実施している事業となっており、令和6年度で3年目となります。令和6年度におきましては、これまでの事業の成果検証を行い、今後の方向性について検討することとしております。本事業の課題としましては、市内12地区に子どもの居場所が開設されることを目標として実施してきましたが、その規模までの広がりを見せていないことや、市の補助金に依存した運営から自主財源による運営に移行することが難しい状況にあることが課題と認識いたしております。北九州市など先進自治体におきましては、自主財源による運営が進んでおりますので、そういった事例も研究しながら、本事業の方向性について検討してまいりたいと考えております。また、少ないということで、その理由としましては、やはり運営費、経費がかかってくるものというふうと考えておりますし、ヒト・モノ・カネが事業立ち上げには必要となっております。話を聞くと、やはりその部分がなかなか調達できないといったことをお聞きしているところでございます。

○金子委員

子どもの居場所ということで、居場所ということは、食料を提供することも本当に大切なことだと思いますけど、やはりこれも子どもの声をやはり聞いているのかなというふうな実感があります。子どもがどうしたら居心地のいい場所になっているのか。飯塚市内はもちろんのこと、ほかの自治体でうまくいっているところもたくさんありますので、しっかり聞いて生かしていただきたいと思います。

○委員長

次に、同じく125ページ、その他の児童福祉総務費について、川上委員の質疑を許します。

○川上委員

追加資料のナンバー20、ナンバー21の説明をお願いします。

○医療保険課長

初めに資料50ページ、子ども医療費に関する年度別推移表についてご説明いたします。縦軸が対象者数、医療費、県補助額、差引き一般財源の年度別となっております。対象者は0歳から18歳までの子どものうち、生活保護受給者、ひとり親医療、障がい者医療の対象者を除いた数となっております。令和2年度はコロナの影響で受診控えがあり、医療費が落ち込んでおりますが、例年3億5千万円以上となり、令和5年度は過去最高の見込みとなっております。県補助金は補助対象の50%ですが、県補助の対象を超えた拡充分については一般財源となりますので、補助率としては50%を切った形となっております。

次に、資料51ページ、飯塚市及び福岡県子ども医療費支給制度の変遷ですが、縦が飯塚市、福岡県、市が単独助成を行っている部分で、横は時間軸となっております。まず、市の変遷についてですが、平成27年1月1日から対象年齢を入院については小学生修了前から中学生修了前に拡大、平成28年10月1日から入院を18歳年度末まで、入院外を小学6年生修了前まで拡大すると同時に、自己負担を600円から1200円に変更しております。また令和2年10月1日から入院外を中学3年生修了前まで拡大しております。県は直近では令和3年4月1日から入院・入院外ともに中学3年生まで拡大しているものでございます。

○川上委員

令和6年度予算計上において、特に考慮した点はこういったところですか。

○医療保険課長

令和5年度当初では約3億5500万円を計上しておりまして、6年度は、今年度は8003万7千円増の4億3516万2千円を計上しております。これは5年度の決算見込み

が過去最大で、12月補正で増額補正しておりますが、6年度もその同額を計上しておりますのでございます。主な増の要因としましては、夏の感染症の流行が挙げられると考えております。

○川上委員

制度上、嘉麻市とはどこがどう違うのか、お尋ねします。

○医療保険課長

嘉麻市につきましては、医療の提供を受けたときの自己負担が無料になっておりますので、うちの予算で言いますと一般財源のところが多くなっているということになります。

○川上委員

子ども医療費助成に関わる国のペナルティー廃止の影響額はどのくらいですか。

○医療保険課長

県のほうから国保の納付金、これを出すときの部分として示された分が約170万円となっております。

○川上委員

そのくらいですか。

○医療保険課長

単独助成の分について減額されておりますので、このほかにもひとり親医療とか障がい者医療、この分の国保に係る分がありますので、子ども医療としてはこの程度になります。

○川上委員

早期発見、早期治療に逆行しかねない自己負担だと思うんですけども、この廃止についてはどういう検討をしましたか。

○医療保険課長

これまでも繰り返し答弁してきておりますけど、一番の問題は財源の問題だというふうに考えております。一度無償化にしまうと、恒久的な事業になりますので、将来的に持続可能かどうかの見極めを行う必要があると考えております。

○川上委員

その見極めなんですけれども、嘉麻市にできて飯塚市にできないというところが、よく分からないわけですね。私も分からないし、市民も分かりにくいと思います。それで、その辺はどのような判断をしているのでしょうか。

○医療保険課長

嘉麻市のほうは、うちと比べますと、非常に対象人数が少ないような状況でございますので、そこで出る一般財源の額というのも異なってくるものと考えております。

○川上委員

財政規模からすれば、対象人数が少ないので一般財源の投入が云々というのは、あまり通用しないのではないかと思うけど、実際に嘉麻市の状況を調べて、今、予算計上に当たって、そういうことを調べたのでしょうか。

○医療保険課長

嘉麻市の分は調べておりまして、その分は調べてはおりますけど、今回の予算には反映しておりません。

○川上委員

今後の課題ということのようなんですけど、その時期はいつ頃というようなことは考えているんですか。

○医療保険課長

現在のところは時期までは考えておりません。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 16 : 49

再 開 16 : 49

委員会を再開いたします。

委員の皆さん、既存事業についての概要説明を、大分省いてくれている努力は見られますけれども、新人議員の方は別です。初めてだから聞かれて構いませんけれども、我々、何期もされてある人は知っていて当然のことです。それを改めて聞かれることは、ぜひ明日は、もっと努力していただきたいと思います。執行部の方についても、明日はもっとそういうことになると思いますので、対応をお願いいたします。

それでは、お諮りいたします。「議案第3号」については、本日の審査をこの程度にとどめ、明3月14日、午前10時から委員会を開き審査したいと思います。ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。

これをもちまして、令和6年度一般会計予算特別委員会を散会いたします。お疲れさまでした。